

法科大学院認証評価

自己評価書

学習院大学大学院法務研究科法務専攻

平成30年6月

学 習 院 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	29
	第4章 成績評価及び修了認定	39
	第5章 教育内容等の改善措置	51
	第6章 入学者選抜等	56
	第7章 学生の支援体制	67
	第8章 教員組織	76
	第9章 管理運営等	90
	第10章 施設、設備及び図書館等	96
	第11章 自己点検及び評価等	102

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

学習院大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

東京都豊島区

(3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数：38 名

教員数：14 名（うち実務家教員 4 名）

2 特徴

(1) 沿革と理念

学習院大学は、開学以来、スクール・オブ・ガバメントの理念を掲げ、発展してきた。1964 年には政経学部から独立した法学部を設け、1972 年には、大学院法学研究科を発足させた。この法教育体制のもとで、多くの優秀な人材を法曹界に送り出してきた。修了生たちは、裁判官・検事・弁護士として、各々の分野において立派な活躍をしている。

(2) 開設

学習院大学は、平成 16 年 4 月 1 日に、入学定員 65 名（法学未修者コース約 15 名、法学既修者コース約 50 名）の法科大学院を開設した（なお、平成 27 年度より、入学定員は 30 名となっている）。これは、上記の沿革と理念とを基盤に司法制度改革の理念に正面から取り組み、本来の法曹教育を追求しようとするものである。そのことは、次にあげる主要な特徴に現われている。

(3) 主要な特徴

(ア) オーソドックスな法曹養成教育 裁判官・検察官・弁護士のすべての法曹分野に人材を送り出す目的で、全法分野にまんべんなく力点を置いた教育を行っている。カリキュラム内容はもとより各科目の教育実践をとおし、従来の法学部では行われていなかった法実務訓練の要素を導入するとともに、実務のあり方をふまえた高度な理論的法学教育を行っている。

(イ) 優秀な教授陣 そのようなオーソドックスな法曹養成教育を実践するためには、しっかりとした教授陣を組織する必要があるが、幸いにして発足以来それを実現することができた。現在本法科大学院に所属する実務家教員 4 名を含む 14 名の専任教員は、いずれもその専門法分野で優れた研究、教育、法実務上の経歴を有して

おり、さらに、法学部法学科所属の教員は、優れた研究業績をもとに、法科大学院の教育にも参画している。

(ウ) 徹底した少人数教育 上記二つの特徴は、徹底した少人数教育によって維持されており、これをも特徴としてあげることができる。前述のように、入学定員を小規模のものとしたことは、授業クラスの規模を数人から 20 人、多くても 30 人ほどに編成でき、対話方式の教育の実施を容易なものとしている。さらに、教授一人に対して 4 名程度というクラス編成をする「法文書作成指導」の授業は、学生の個別の資質に応じた法実務教育を実現させている。

(4) その他の特徴

以上のほか、学習院大学法科大学院（以下「法科大学院」という）が勉学にふさわしい環境にめぐまれていることもあげることができる。

まず、大学キャンパスは、交通至便な地にあり、豊かな樹木のなかに落ち着いた雰囲気をもっている。このことは、法科大学院学生の誰もが賛美するよき学習環境である。

次に、教員と学生の間に親密な人間関係がみられることは、学習院大学のよき伝統であると広く認められてきた。法科大学院においてもこれが継承され、他大学から入学した法科大学院学生が異口同音に評価する人的雰囲気が形成されている。

さらに、中央教育研究棟の 9 階から 11 階は法科大学院専用となっており、特に 9 階は 1 フロアが全て法科大学院学生専用の自習スペースになっているなど、施設面についても充実した学生対応を行っている。

Ⅱ 目的

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成することを基本目的としている。これは、すでによく指摘されているように、日本の法曹人口が欧米先進諸国に比して過少であること、特に地方における法律サービスが不十分であることに対応するためである。そのためには、社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要である。また、今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの現場に至るまで多様な形で生起する。こうした状況は、法科大学院発足以来 10 年以上を経る今日でも、対応すべき対象であることに変わりがない。それ故、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識をバランスよく身に付けた法曹の養成が必要とされている。この見地から、本法科大学院では、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことに教育上の力点を置き、以下のような法曹養成教育をしている。

（１）オールラウンドな法曹の養成

本法科大学院の教育課程は、企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域のいずれにおいてであれ、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれの立場においてであれ、十分にその務めを果たすことができるようなオールラウンドな力を養うことに力点を置いている。

（２）法律サービスに恵まれない地域に献身する法曹の養成

法科大学院の設置は、単に実務法曹を養成するためでなく、憲法の定める「法の支配」の理念を実質化していくための抜本的な改革であることに思いを致せば、国民のための司法の担い手になるという意欲をもった法曹をこそ育てるべきであると考えられる。その意味で、法律サービスに恵まれない地域の人々のために、縁の下力持ち的役割を進んで引き受ける法曹が求められる。本法科大学院は、そのような高い志をもった法曹をできるだけ多く輩出していくことを目指している。

（３）ビジネス・ロイヤーの養成

今日急速に需要が高まっている企業法務の領域で活躍できるビジネス・ロイヤーないしコーポレート・ロイヤーの養成を重要な目標としている。そのために、本法科大学院のカリキュラムの中に、「企業法務１・２」、「知的財産法１・２」、「経済法１・２」といった、いわばビジネス・ローの諸科目が配置されている。

これらの具体的教育目的は、前述した本法科大学院の第一の特徴であるオーソドックスな法曹養成教育ということの反映であり、オールラウンドな法曹養成を行っているとの性格付けをしてきたところである。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

2004(平成16)年4月の開設以来、法曹養成に特化した法学教育を行うプロフェッショナル・スクールとして、本法科大学院では、国民のための司法の担い手として活躍することのできる法曹の養成を目的としてきた。社会生活上の医師としての法曹を育成すること、法に基づき公正かつ合理的に紛争を解決することのできる法曹の養成を重視してきた。市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで、多様な形で生起する法律問題に適切に対処することができるよう、人権感覚、国際的視野のほか、高度な専門的知識を備え、実務を的確にこなすことのできる能力を身につけた法曹の育成を目的とする。本法科大学院では、以上の見地から、社会に貢献しようという志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことを教育上の最重要目標としてきた。

本法科大学院の教育課程は、企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域のいずれにおいてであれ、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれの立場においてであれ、十分にその務めを果すことができるようなオールラウンドな力を養うことに力点を置いている。それは、高度専門職業人としての法曹になるためにはどの領域でも通用するような土台ができていなければならないとの考え方に基づくものであるが、同時に、これまで弁護士のほかに裁判官や検察官として第一線で活躍する人材を少なからず輩出してきた本学の伝統を受け継ぎさらに発展させようとするということでもある。そのため、本法科大学院のカリキュラムはきわめてオーソドックスな内容になっているといえる。しかし、それは、まず基礎学力の涵養に努め、次いで基礎から応用まで無理なく学力を伸ばしていけるように各科目を配置した結果であり、学生たちが法律基本科目を中心に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目をバランスよく受講することが期待されている。

上記の教育目的を実現するために、本法科大学院は、厳格で公正な成績評価及び進級・修了認定を行っている。成績評価については、予め成績評価基準を設定し、これをシラバスで公表するとともに、成績分布を公表して客観的かつ厳格な評価を実施している。また、本法科大学院は、進級制を採用し、1年次から2年次、2年次から3年次への進級の各段階において、厳格な成績評価に基づいて進級の可否を決定しており、最終的な修了認定についても、同様に厳格な姿勢で臨んでいる。これも国民のための司法を担う質の高い法曹を養成するという司法制度改革の理念に忠実な法科大学院としてその使命を果たしていこうとする決意の現われといえる。

本法科大学院の教育の理念及び目標は、本法科大学院のホームページにおいて明確に示されているほか、さまざまな機会でも外部に表明している。受験生に対しては、数度にわたる入試説明会で配付する資料や口頭で説明するとともに、入試要項にも記載しており、本法科大学院の理念を理解しないまま入学することがないように留意している。また、年次のはじめには、教授会にてアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの3ポリシーを確認するとともに、新入生や在学生に対しては掲示などで教育理念を示している。

【解釈指針1－1－1－1】 【解釈指針1－1－1－2】

基準 1－1－2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1－1－2に係る状況)

本法科大学院が養成しようとする法曹とは、市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する法律問題を処理することのできるオールラウンドな力をもった実務法曹である。このような法曹を育てるために、本法科大学院の教育は、オーソドックスな内容ではあるが、基礎学力の涵養に努めることに主眼を置いている。詳しくは、第2章以下の記述に譲るが、本法科大学院では、3年間で履修する授業科目を、必修科目、選択必修科目、選択科目の3類型に分け、全体として、基本的・基礎的なものから応用的・発展的なものへと、順次履修できるように配列している(別添資料0. 1及び0. 2)。必修科目は、公法、民事法、刑事法の全分野にわたって、法曹として当然修得しているべき基本的内容をなす科目と実務家として備えているべき素養に係る科目である。また、選択科目は、現代社会の様々な法律問題や法制度の基本を考察する科目である。偏った履修は上述の本法科大学院の教育の理念及び目標に反することから、選択科目のうちの一定単位を選択必修科目として履修させることとしている。

本法科大学院では、学生が自らの進路を見据えつつバランスよく履修できるよう、履修モデルを提示している(別添資料0. 2 84頁 学習院大学法科大学院履修規程(以下「履修規程」という) 履修モデル)。

学生の成績に関しては、①各科目について成績評価割合が適切に設定されていることを確認できる資料を毎年度作成しているほか(別添資料0. 10)、②学生の成績分布を確認するための一覧表、③学生個人の通算成績を順位付けした表を作成し、教授会で配付して議論を重ねている。このようにして、学生の学業成績を客観的に把握し、組織で共有し、指導に還元している。

司法試験に合格し、法曹として各分野で活躍している修了生の進路は、別添資料1. 1のとおりである。大多数が弁護士となり、検察官として活躍する者もいる。弁護士については、西村あさひ法律事務所、シティーユアワ法律事務所など首都圏の代表的な法律事務所のほか、出身地や修習地の事務所において地域の人々に貢献している者も少なくない。また、東京の法律事務所に所属しながら留学し、ニューヨーク州の司法試験に合格した者、検察官から弁護士に転身した者もいる。

なお、法曹以外にも、一般企業、裁判所事務官や官庁といった行政機関などの法律知識を必要とする職に就く修了者もあり、そうした進路に関する情報提供などの進路支援に引き続き力をいれていきたい(基準7－4)。

【解釈指針 1－1－2－1】

本法科大学院修了者の司法試験の結果は、様式2－2(別添資料0. 7)のとおりである。本法科大学院司法試験終了者の司法試験合格者数は、入学者数、修了者数の減少に伴い、減少傾向にあるが、現在でも10名以上の合格者数を維持しているだけでなく、平成29年度司法試験までの累計で、185名の合格者を排出しており、法曹養成機関としての一定の役割を果たしている。

5年の評価期間中に実施された司法試験合格率は、様式2－2(別添資料0. 7)のとおり

である。平成 25 年度は全国平均の合格率の二分の一を割り込んでしまったが、それ以降の年においては上回っている。また、評価を実施する年度の前年度の末（平成 29 年度）までの 5 年間に本法科大学院を修了した者は 126 名であり、そのうち平成 26 年度から平成 29 年度の司法試験に合格した者は 26 名である。平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間で修了した者 147 名のうち、平成 25 年から平成 29 年に実施された司法試験の合格者は 41 名であったため、解釈指針 1－1－2－2（2）に基づいて算出される合格率は 27.89%となる。これらの点において、基準 1－1－2 を満たしている。

ただし、平成 29 年度までの 5 年間に本法科大学院を修了して 5 年を経過する者に対する司法試験合格者の割合は、47.95%にとどまっており、7 割以上には達しておらず、解釈指針 1－1－2－3 の望ましい水準に達していないことは事実である。

以上の点から、教育の理念及び目標が、本法科大学院の教育を通じて、達成されていないとは言えないものの、十分に達成されていると胸を張って言えるような状況でないことも確かである。そのため、さまざまな改善策を模索しているのが現状である。

【解釈指針 1－1－2－2】 【解釈指針 1－1－2－3】

- | | |
|------------|-------------------|
| 別添資料 0. 1 | 平成 30 年度法科大学院シラバス |
| 別添資料 0. 2 | 平成 30 年度法科大学院履修要覧 |
| 別添資料 0. 7 | 様式 2－2：司法試験合格状況 |
| 別添資料 0. 10 | 平成 29 年度成績分布データ |
| 別添資料 1. 1 | 法科大学院修了者の進路 |

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院は「国民のための司法」という司法改革の理念に忠実に、それを実現するためにオールラウンドな力をもった実務法曹の養成という教育の理念及び目標を掲げてきた。このようなオーソドックスな教育理念を掲げている点は、他の法科大学院との差別化という意味において有利とはいえないが、小手先の受験技術の指導を行うのではなく、法曹としての根幹の部分重視し、涵養しようとしている点は、本法科大学院の特長であると認識している。また、本法科大学院の理念はウェブサイト、入試要項などでも明確に示されている。

また、本法科大学院は多様なバックグラウンドをもった法曹を養成することを理念の一つとして掲げており、開設当初から純粋未修者の受け入れを積極的に行ってきた。法学部出身の者も含めて、未修者の指導には力を入れており、未修者として入学した者の中には、2年次、3年次の成績が既修者として入学した者と比べても優秀な者も少なくない。また、司法試験においても上位で合格する者が出るなど、未修者教育には一定の成果が出ている。

(2) 課題

本法科大学院の目指すところは上記のとおりであるが、学生にとっては法科大学院修了後に受験する司法試験に合格することが最大の関心事であることは否定できない。近年、本法科大学院の合格率は減少傾向にあるが、司法試験の合格率が低下すると、授業に対する信頼度も低下するなど悪循環が発生する可能性があるため、合格率の向上は喫緊の課題であると認識している。

未修者教育の結果、純粋未修者であったとしても急速な成長を見せる者が存在する一方で、法学部出身であるにもかかわらず、伸び悩み、留年、退学という道を歩む者も存在する。このように未修者の間に大きな実力の格差が存在しているのが現状であり、対応すべき課題である。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

本法科大学院のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

【ディプロマ・ポリシー】

本法科大学院の掲げる基本理念に基づき設定された諸科目を履修し、所定の年限、単位、平均評点を満たすことが、学位授与の要件となる。法務博士の学位授与に際しては、社会や人間に対する深い洞察力、高度の法的専門知識、柔軟でバランスのとれた法的考察力、卓越した交渉能力、強い責任感及び倫理観を備えていることを、とりわけ重視する。

【カリキュラム・ポリシー】

本法科大学院における教育課程においては、法曹としての実務に共通に必要な法分野についての科目、法曹に必要な実務的な基礎知識及び法曹倫理に関する科目、実定法の実践に寄与する基礎法学及び法学隣接科目、社会の多様なニーズに応えるための応用的・先端的科目をバランスよく設け、双方向型授業の採用、少人数へのクラス分け、厳格な成績評価により、個々の学生が真に深い学識と卓越した能力を培うことを目標とする。

本法科大学院の教育課程は、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう段階的かつ完結的に編成されている。

【カリキュラムの段階的編成】

（1）本法科大学院の教育課程では、1年次に未修者が法律基本科目（憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の基礎的知識を修得することによって、これらの法律の基本構造を修得できるようになっている。一例を挙げれば、民法につき、「民法入門1～3」

（計6単位）で民法総則、物権法、債権法を概観し、「民法事例・判例研究1・2」において、未修者がつまづきやすいテーマについて判例や事例の検討を通じて理解を促進するようにしている。

また、法律学に触れたことのない学生を含めた多様なバックグラウンドを有する学生が法律家像の具体的なイメージを持つことを可能にし、さらには法律家に必要な法的思考の基礎を身に着けるために「法学入門演習」及び「法学入門講義」を提供している。

なお、法律基本科目のうち、行政法と商法に関しては、1年生向けには配当していない。これは、既修で入学した学生であっても両法についての知識が十分ではないとの判断に基づいて行われた措置であり、平成27年度のカリキュラム改革の結果、両法は2年次以降の配当となった。

(2) 2年次では、法律基本科目についてさらに体系的に知識を修得し、法曹として必要な高度な法知識を蓄積することのできる段階的な教育課程となっており、多くの必修科目を設置している。講義は、法実務を念頭におき教員と学生の双方向の議論の場を提供することによって、理論的・実務的理解の深化をはかっている。

また、法律実務基礎科目として「法文書作成指導1」及び「法文書作成指導2」（いずれも必修科目）を配置し、少人数の演習方式で判例の読み方や法文書作成の基本を学び、法文書としてアウトプットすることによって、法曹として必要な文章表現力の向上を目指しており、学部教育とは区別された、実務的教育への架橋をも意識した教育課程が用意されている。

さらに、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための独立の必修科目として、2年次あるいは3年次に履修することができる「法曹倫理」2単位を開設している。それに加えて、「法曹倫理」を受講した学生を対象に、法実務の現場に触れるために「エクスターンシップ」（2年次もしくは3年次あるいはその双方）を設けている。これは、法曹養成機関としての任務を考慮した教育課程の編成である。

(3) 3年次では、法律基本科目の必修科目として、「家族法」、「民法演習1」、「会社法3」を開講している。「家族法」「会社法3」については、段階的履修を促進するという観点から、2年次に過度に科目を集中させることを避けるために3年時に配置したものである。また、「民法演習1」については、民法について事例問題を教材として要件事実の発見を踏まえた実務への架橋となる実践的な教育を念頭に、最終学年における総仕上げとして総合的な学力の向上を目指して配置している。このように、1年次から段階を経て専門的法知識を深めることのできる完結した教育課程を編成している。

さらには、法律実務基礎科目としては、6つの必修科目（「民事訴訟実務」、「刑事実務」、「刑事模擬裁判」、「法曹倫理」、「法文書作成指導3・4」）及び4つの選択科目（「公法訴訟実務」、「民事模擬裁判」、「民事手続法演習（和解と交渉）」、「エクスターンシップ」）の履修を通じて、法律基本科目の理解を基礎としつつ、実務に必要な知識や技能を修得できるようになっている。

このほか、様々な分野で多くの選択科目を開講しており、学生が将来、企業法分野での活躍を目指すのか、一般民事法分野を志望するのか、公法紛争や刑事法分野に重点を置くのかに着目して、履修モデルを設定し、履修規程において学生に周知を図っている。

【カリキュラムの完結的編成】

本法科大学院の教育課程は法科大学院のみで完結的に編成されている。「法曹倫理」、「刑事模擬裁判」、「民事模擬裁判」の3科目は、本学法学部生も受講できる科目ではあ

るが、学部生の成績評価と法科大学院生の成績評価とは、方法も基準も異なっており、相互に独立している。また、これらの科目を学部で履修した学部生が本法科大学院に進学した場合も、それらの科目の履修認定はしておらず、法科大学院において再度履修することになっている。現在、本学法学部では、法曹養成に特化したコースは設置しておらず、法曹養成のための教育は、法科大学院のみが担っている（別添資料2. 1）。

また、法学既修者としての認定は、法学部で修得した単位に基づいて行っているわけではなく、入学試験において課している法律科目（憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の筆記試験の結果に基づいて行っており、この点においても、本法科大学院の教育課程は完結している。

教育課程の詳細については、履修規程（別添資料0. 2 77 頁）及び様式1（別添資料0. 5）を参照されたい。

【解釈指針2-1-1-1】

【飛び入学者】

飛び入学者に対する法学既修者としての認定は、法学部で修得した単位に基づいて行っているわけではなく、入学試験において課している法律科目（憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の筆記試験の結果に基づいて行っている。なお、本法科大学院開設科目のうち、前述した3科目は、本法学部生も履修可能ではあるが、カリキュラムの完結性を保持するため、本法科大学院の単位として認定していない。

【解釈指針2-1-1-2】

【転入学】

転入学の制度は設けていない。

【解釈指針2-1-1-3】

【多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導】

未修者として入学してくる学生は、法学部出身者が多いが、非法学部出身者や社会人経験者等、多様なバックグラウンドをもつ学生のニーズに応える必要があることから以下のとおり対応を行っている。

まず、入学前の段階から、自習すべき参考書を提示している。また、「ヘッドスタートプログラム」を実施することにより、教員・本法科大学院の修了生で司法試験合格者が学習方法について講義・アドバイスを行うことによって、早期より学習方法の指導をしている（別添資料7. 3）。

また、「法学入門講義」及び「法学入門演習」においては、法律学の基本的な学習方法、思考方法、法文書作成の基本を指導するとともに、「民法事例・判例研究」においては、初学者のつまづきやすいテーマを中心に、実務的教育への準備段階として指導している（別添資料0. 1）。

なお、社会人のための長期履修制度の設定や夜間開講などは行っていない。

【解釈指針2-1-1-4】

- | | |
|----------|--|
| 別添資料0. 1 | 平成30年度学習院大学法科大学院シラバス |
| 別添資料0. 2 | 学習院大学法科大学院履修規程
(「平成30年度学習院大学法科大学院履修要覧」所収) |
| 別添資料0. 5 | 様式1：開設授業科目一覧 |
| 別添資料2. 1 | 学習院大学法学部カリキュラム編成 |
| 別添資料7. 3 | 平成30年度入学者対象「ヘッドスタートプログラム」配布資料 |

基準2-1-2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

(基準2-1-2に係る状況)

本法科大学院は、各授業の到達目標を設定し、シラバスに記載している(別添資料0.1)。また、これに加えて、本法科大学院における教育課程を修了した段階で、確実に修得すべ知識・能力の水準を明確にするために、以下のとおり対応している。

まず、文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づく法科大学院コア・カリキュラム調査研究班により作成された「共通的到達目標(コア・カリキュラム)モデル案」の第二次案修正案により基準が示されている科目については、この基準を充足しているか検証した上で、本法科大学院独自の到達目標を掲げている。その中で、参照すべき文献の頁数を明示することによって、授業で直接扱えない項目についても知識を修得するように指導している。

同第二次修正案による基準が示されていない科目についても、独自の到達目標を設定することにより、学生の指導に利用している。「共通的な到達目標」としてどのような内容を設定するか、また、そのうちのどの範囲までを授業において扱うかは、入学する学生の学力に応じて、また、授業時間数の制限内で、各授業科目の担当者が決定することを基本とすべきではあるが、他方で、授業で扱うべき内容についての理解が担当者によって大きく異なることは、全体としての教育効果を高めるうえで望ましいことではない。そのため、共通的な到達目標の設定の方針及び実践について授業担当者間で意見交換を行い、理解の一致を図るとともに、こうした目標が実務法曹として必要な知識と能力を学生に修得させるために十分であるかという点について教授会等において検討する機会を確保している(別添資料2.2)。

以上の共通到達目標に依拠した学習を可能とするために、学生にはポータルサイト(以下、G-Port)によって随時到達目標が閲覧出来るようにしている。

別添資料0.1 平成30年度学習院大学法科大学院シラバス

別添資料2.2 到達目標一覧(学習院大学法科大学院版)

基準2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-3に係る状況)

本法科大学院においては、以下に示すように、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目区分の下に科目を開設しており、それ以外の科目区分を用いていない。

【解釈指針2-1-3-1】

授業科目の開設状況は、以下のとおりである。

(1) 法律基本科目

法律基本科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

憲法	「憲法入門1・2」、「憲法1～3」、「憲法判例研究」
行政法	「行政法1～3」、「行政法判例研究」
民法	「民法入門1～3」、「民法事例・判例研究1・2」「応用民法1～4」、「民法演習1・2」、「家族法」、「債権法改正」
商法	「商法入門1・2」、「会社法1～3」、「事例会社法」、「商事法演習」、
民事訴訟法	「民事訴訟法入門1・2」、「民事訴訟法」、 「民事訴訟法演習1～3」
刑法	「刑法入門1・2」、「刑法1・2」、 「刑法演習1（刑法判例研究）」、「刑法演習2（刑法総合）」
刑事訴訟法	「刑事訴訟法入門1・2」、「刑事訴訟法1・2」、 「刑事訴訟法演習（刑事訴訟法判例研究）」
その他	「法学入門演習」、「法学入門講義」

上記のうち「法学入門演習」及び「法学入門講義」以外の各科目は、それぞれの法分野における基本原則の理解、見解が分かれる論点に関する判例・学説の状況と対立点の理解、

具体的な事件への理論のあてはめとその結果の妥当性の検証などを内容とするものである。

「法学入門演習」及び「法学入門講義」については、前述（2-1-1【多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導】）のとおり、重要な判例や必読とされている文献を教材として、法律学の基本的な学習方法、思考方法、法文書作成の基本などを養うことを目的としている。

【解釈指針2-1-3-2】

（2）法律実務基礎科目

法律実務基礎科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

「民事訴訟実務」、「刑事実務」、「刑事模擬裁判」、「法曹倫理」、「法文書作成指導1～4」、「民事模擬裁判」、「民事手続法演習（和解と交渉）」、「エクスターンシップ」

上記の各科目のうち、「民事訴訟実務」、「刑事実務」、「刑事模擬裁判」、「法曹倫理」、「民事模擬裁判」、「民事手続法演習（和解と交渉）」、「エクスターンシップ」は、裁判官、検察官または弁護士としての経験の豊富な実務家教員が担当している。

法文書の作成を内容とする「法文書作成指導1～4」は、実務家教員のほか、研究者教員も担当し、教育方法とその成果に関する情報を交換し、教育内容の統一を図っている。

なお今年度は、高橋教授担当の「刑事模擬裁判」の授業に安村教授（専任教員、刑事訴訟法）がオブザーバーとして参加し、他方、安村教授担当の「刑事訴訟法1」の授業には高橋教授（専任実務家教員、刑事法）がオブザーバーとして参加している。これにより、法律実務科目と法律基本科目との連携を図っている。

【解釈指針2-1-3-3】

（3）基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

「比較法」、「アメリカ法1・2」、「法理学1・2」

「比較法」と「アメリカ法1・2」は、法の国際比較を通して、法の解釈・立法に関する視野を広げ、思索を深めることを目的としている。

「法理学1・2」は、法哲学の観点から実定法に対する理解を深め、応用力を養うことを目的としている。

【解釈指針2-1-3-4】

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目に該当する授業科目としては、下記の各科目を開設している。

「借地借家法」、「消費者法」、「債権保全・回収実務」、「企業法務1・2」、「民事法総合演習1（民事保全）」、「民事法総合演習2（破産）」、「民事法総合演習3（担保・執行）」、「民事法総合演習4（民事再生）」、「支払決済法」、「刑事法演習1（少年法）」、「刑事法演習2（刑事司法政策論）」、「労働法1・2」、「労働法演習」、「租税法1・2」、「経済法1・2」、「知的財産法1・2」、「国際法」、「国際経済法」、「国際私法1・2」、「国際私法演習」、「環境法1・2」

上記の各科目は、一般民事、企業法務または刑事法をそれぞれ専門とする法曹に要求される基礎的な事項の理解力と高度の専門的知識を修得させることにより、現代社会で生起する先端的・応用的な問題に対する関心と解決能力とを高めることを目的としている。

【解釈指針2-1-3-5】

以上のとおり、全ての科目について適切な科目区分に配置し開設している。

【解釈指針2-1-3-6】 【解釈指針2-1-3-9】

展開・先端科目の教育内容は、上記のとおり、発展的・応用的なものである。

【解釈指針2-1-3-7】

法律実務基礎科目の教育内容は、上記のとおり、法律実務に関する基礎的な内容を主眼としている。

【解釈指針2-1-3-8】

別添資料0. 1 平成30年度学習院大学法科大学院シラバス

別添資料0. 2 学習院大学法科大学院履修規程

（「平成30年度学習院大学法科大学院履修要覧」所収）

別添資料0. 5 様式1：開設授業科目一覧

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

基準2-1-3の各号に定める授業科目については、以下で示すとおり、基準2-1-6から基準2-1-8までの各基準に定める必要単位以上の科目が開設されている。

オーソドックスな教育課程を通じて全ての法曹分野に人材を送り出すこと、ビジネス・ロイヤーの養成に加え、憲法事件・行政事件ないしは刑事事件に専門性を発揮しうる人材育成の観点から、授業科目は以下で示すとおり、年次に応じて基礎から応用・発展に展開していく教育プログラムとして編成している。

基礎的能力を重視する観点から、法律基本科目は1年次から3年次まで、各学生の学習到達度に応じて時間をかけて段階的に学ぶことができるように、例えば、3年次においても、法律基本科目を選択できるようにカリキュラムを編成している。

(1) 法律基本科目

公法系、民事系、及び刑事系の基本分野に関する授業科目は、以下のとおり必修科目で網羅しており、選択科目とはしていない。

<公法系科目 必修科目 12 単位>

必修科目 1 年次 4 単位 「憲法入門 1・2」
 2 年次 8 単位 「憲法 1・2」、「行政法 1・2」

<民事系科目 必修科目 36 単位>

必修科目 1 年次 14 単位 「民法入門 1～3」、「民法事例・判例研究 1・2」、「民事訴訟法入門 1・2」
 2 年次 16 単位 「応用民法 1～4」、「会社法 1・2」、「民事訴訟法」、「民事訴訟法演習」
 3 年次 6 単位 「民法演習 1」、「家族法」、「会社法 3」

<刑事系科目 必修科目 16 単位>

必修科目 1 年次 8 単位 「刑法入門 1・2」、「刑事訴訟法入門 1・2」
 2 年次 8 単位 「刑法 1・2」、「刑事訴訟法 1・2」

<その他 3 単位 (必修科目 3 単位) >

必修科目 1 年次 2 単位 「法学入門講義」
 1 単位 「法学入門演習」

選択科目は、必修科目の理解をより深めるために開講している。

<公法系科目 選択科目 8 単位>

選択科目 3 年次 8 単位 「憲法 3」、「行政法 3」、「憲法判例研究」、

「行政法判例研究」

<民事系科目 選択科目 12 単位>

選択科目 2・3 年次 4 単位 「債権法改正」、「商事法演習」
 3 年次 8 単位 「民法演習 2」、「事例会社法」、
 「民事訴訟法演習 2・3」

<刑事系科目 選択科目 6 単位>

選択科目 3 年次 6 単位 「刑法演習 1（刑法重要判例研究）」、
 「刑法演習 2（刑法総合）」、
 「刑事訴訟演習（刑事訴訟法判例研究）」

【解釈指針 2－1－4－1】

(2) 法律実務基礎科目

18 単位（必修科目 12 単位・選択科目 6 単位）

必修科目の内訳は、以下のとおりである。基本分野に関する科目は必修科目としている。

2・3 年次	2 単位	「法曹倫理」	法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容
3 年次	2 単位	「民事訴訟実務」	要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎
3 年次	2 単位	「刑事実務」	事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎
3 年次	2 単位	「刑事模擬裁判」	刑事の模擬裁判の実施を含む刑事訴訟実務の基礎
2・3 年次	各 1 単位 計 4 単位	「法文書作成指導 1～4」	法文書（訴状、準備書面、法律意見書、調査報告書）の作成及び添削指導

選択科目としては、以下の科目が開設されている。応用分野を選択科目としている。

3 年次	2 単位	「公法訴訟実務」	公法訴訟について、紛争に即して訴訟を提起する能力や法文書作成能力を高めるなど、訴訟実務の基礎を修得させる
3 年次	2 単位	「民事模擬裁判」	民事の模擬裁判の実施を含む民事訴訟実務の基礎
3 年次	2 単位	「民事手続法演習（和解と交渉）」	ローヤリングに相当。模擬和解や交渉シミュレーションの実践を通じて、和解・交渉の技能を修得する
2・3 年次	1 単位	「エクスターンシップ」	法律事務所、官公庁等で行う実務研修

(3) 基礎法学・隣接科目

10 単位

このうち、4 単位が選択必修である。

授業科目の内訳は、以下のとおりである（すべて2 年次及び3 年次配当・2 単位）。

「比較法」、「アメリカ法1・2」、「法理学1・2」

(4) 展開・先端科目

58 単位

このうち16 単位が選択必修である。

授業科目の内訳は、以下のとおりである（すべて2 単位）。

2 年次及び3 年次配当

「借地借家法」、「消費者法」、「債権保全・回収実務」、「企業法務1・2」、
「商法総則・商行為法」、「民事法総合演習1（民事保全）」、
「民事法総合演習2（破産）」、「民事法総合演習3（担保・執行）」、
「民事法総合演習4（民事再生）」、「支払決済法」、
「刑事法応用演習1（少年法）」、「刑事法応用演習2（刑事司法政策論）」、
「労働法1・2」、「労働法演習」、「租税法1・2」、「経済法1・2」、
「知的財産法1・2」、「国際法」、「国際経済法」、「国際私法1・2」、
「国際私法演習」、「環境法1・2」

これらの授業科目のなかから履修科目を選択するにあたり、学生が目標とする法曹像に到達する上で適切な判断をすることができるように、履修モデルにおいて授業科目を具体的に提示している（別添資料0. 2 84 頁 履修モデル）。

別添資料0. 1 平成30年度学習院大学法科大学院シラバス

別添資料0. 2 学習院大学法科大学院履修規程

学習院大学法科大学院履修規程 履修モデル

（「平成30年度学習院大学法科大学院履修要覧」所収）

別添資料0. 5 様式1：開設授業科目一覧

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-3（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

（1）公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

（2）民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

（3）刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準2-1-5に係る状況）

法律基本科目について、必修総単位数は以下のとおりである。

分野	年次	単位数	科目名	未修者コース	既修者コース
公法系 12単位	1年次	4単位	憲法入門1・2	○	※
	2年次	4単位	憲法1・2	○	○
		4単位	行政法1・2	○	○
	計（公法系）			12単位	12単位
民事系 36単位	1年次	6単位	民法入門1～3	○	※
		4単位	民事事例・判例研究1・2	○	—
		4単位	民事訴訟法入門1・2	○	※
	2年次	8単位	応用民法1～4	○	○
		4単位	会社法1・2	○	○
		2単位	民事訴訟法	○	○
		2単位	民事訴訟法演習1	○	○
	3年次	2単位	民法演習1	○	○
		2単位	家族法	○	○
		2単位	会社法3	○	○
	計（民事系）			36単位	32単位
刑事系 16単位	1年次	4単位	刑法入門1・2	○	※
		4単位	刑事訴訟法入門1・2	○	※
	2年次	4単位	刑法1・2	○	○
		4単位	刑事訴訟法1・2	○	○
	計（刑事系）			16単位	16単位
その他 3単位	1年次	1単位	法学入門演習	○	—
		2単位	法学入門講義	○	※

	計（その他）	3 単位	2 単位
	合計	67 単位	62 単位※

※は履修が免除される科目（既修者認定科目 12 科目 24 単位）

法学既修者に関しては、公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 16 単位、その他（「法学入門講義」）2 単位と、上記の標準単位数からの増加が 8 単位にとどまっております。基準 2－1－5 を満たす内容となっている。

また、法学未修者に関しては、上記の科目に「民法事例・判例研究 1・2」及び「法学入門演習」の計 3 科目 5 単位が増える内容であり、基準 2－1－5 のただし書きを満たす。

法学未修者 1 年次には、「法学入門講義」（2 単位）及び「法学入門演習」（1 単位）が、法律基本科目の必修科目として配置されている。これは、法律基本科目である公法系、民事系、刑事系の諸科目の基礎にあたる内容、具体的には、法的なものの考え方、判決文の読み方、わかりやすい法律文書の書き方などを未修者に丁寧に指導する科目として基礎的学修確保の観点から開設されているものである。なお、「法学入門講義」及び「法学入門演習」に関しては、上級生向けの法律実務基礎科目である「起案等指導」と同一の名称を用いていることは混乱のもとであることから、平成 27 年度のカリキュラム改革において、未修者向けの法律基本科目として新設し、その位置づけを明確化したものである。

本法科大学院は、長期履修制度を設けていないため、4 年を超える標準修業年限を定めていない。

【解釈指針 2－1－5－1】

また、「法学入門講義」及び「法学入門演習」は、法学未修者 1 年次に配当し、法律基本科目である公法系、民事系、刑事系の諸科目の基礎にあたる内容、具体的には、法的なものの考え方、判決文の読み方、わかりやすい法律文書の書き方などを丁寧に指導する科目である。いずれか一つの系に区分整理することが困難であり、「その他」の系の下に置いている。

【解釈指針 2－1－5－2】

- | | |
|-----------|--|
| 別添資料 0. 1 | 平成 30 年度学習院大学法科大学院シラバス |
| 別添資料 0. 2 | 学習院大学法科大学院履修規程
（「平成 30 年度学習院大学法科大学院履修要覧」所収） |
| 別添資料 0. 5 | 様式 1：開設授業科目一覧 |

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 基準2-1-3 (2) に定める法律実務基礎科目については、以下のア～ウの3科目6単位が必修として開設されている。

基準2-1-6 (1)			本学開設科目
ア	法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目	2単位	「法曹倫理」 (2・3年次・2単位)
イ	要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目	2単位	「民事訴訟実務」 (2年次・2単位)
ウ	事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目	2単位	「刑事実務」 (3年次・2単位)

(2) 上記(1)に挙げた必修科目6単位のほか、以下の科目が開設され、必修5科目6単位のほか、選択4科目7単位が開設されている。

基準2-1-6 (2)		本学開設科目			
ア	模擬裁判	「刑事模擬裁判」	2単位	3年次	必修
		「民事模擬裁判」	2単位	3年次	選択
イ	ローヤリング	「民事手続法演習 (和解と交渉)」	2単位	3年次	選択
ウ	クリニック	開講科目なし			
エ	エクスターンシップ	「エクスターン シップ」	1単位	2・3年次	選択
オ	公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目	「公法訴訟実務」	2単位	3年次	選択
	法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目	「法文書作成指導 1～4」	4単位	2・3年次	必修

「法曹倫理」は2年次ないし3年次の第1学期に履修できるカリキュラムの下で、「エクスターンシップ」は2年次ないし3年次の第2学期に開設し、「法曹倫理」の単位修得をエクスターンシップの参加条件としている。

「法文書作成指導」に関しては、その前身である「起案等指導3・4」の一部が、法律基本科目の内容にとどまっているとの指摘を平成25年度の認証評価において受けた。この指摘に対応するために、「起案等指導3～6」を「法文書作成指導1～4」に名称変更した。そのうえで、「法文書作成指導1～4」に関しては、2年次及び3年次配当の法律実務基礎科目として適切なものとなるよう、実務家教員が中心になって担当する科目として新設されたものである。

(3) 上記(1)アの授業科目については、「法曹倫理」が独立の授業科目として開設されている。また、法曹として必要とされる倫理性・公正性に配慮した活動方法については、例えば上記(2)に挙げた各科目においても実務経験の豊富な担当教員から厳格に指導されている。

(4) 次のア・イに掲げる教育内容について、指導を行っている。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

入学時のガイダンスにおいて、「データベースガイダンス」として、教員が法令、判例及び学説等の調査方法について、既修者と未修者の双方に対して指導を行っている(別添資料2.3)。

資料1 平成30年度新入学生等行事日程表(抜粋)

平成30年度新入学生等行事日程表【法科大学院】

学習院大学

■行事日程※今年度の授業スケジュール・行事日程は、「学年暦」をご覧ください。(時間割冊子、HP掲載)

日程	新入学生			在学生・法務研究生・法務研修生		
	時間	場所	行事	時間	場所	行事
4/2(月)	8:30～10:00	西1号館	健康診断(女子) ※予備日4/4(水)午後・ 4/5(木)終日			
	10:00～10:50	西2-502	学生証配付・ 新入生ガイダンス			
	11:00～11:30		法経図書センター ガイダンス			
	12:30～13:30	西2-202	データベース ガイダンス	8:30～11:30 3:00～16:00	西1号館	健康診断 (在学生女子) ※予備日4/4(水)午前・ 4/6(金)終日(～15:00)
	13:40～14:40		法科大学院教育研究 支援システム説明 【株式会社TKC】			
	14:50～15:50		LLI 主要法律雑誌判例 検索システム説明 【株式会社LIC】			
	9:00 集合	入学式	「■入学式について」参照	8:30～11:30		健康診断 (在学生男子)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

本法科大学院開設科目：

「法文書作成指導1～4」（2・3年次・各1単位、総計4単位必修）

「法文書作成指導1～4」を必修と位置付けることにより、学生全員に法文書作成指導が行われる教育編成としている。

法律実務基礎科目の授業内容の具体的設定及び担当者の決定は法科大学院教授会を通じて行われており、実務家教員と研究者教員が協力して行っている。

実務家教員と研究者教員が共同で授業を行っている科目もある。例えば、「法曹倫理」は実務家教員が責任者となって開設しているが、内容に即して、実務家教員の他、研究者教員もゲストとして参加している。また、「エクスターンシップ」の実施も、研究者教員と実務家教員が一緒になって派遣先の決定、連絡、学生指導を丁寧に行っている（別添資料3.3）。

【解釈指針2-1-6-1】

基準2-1-6（1）アに該当する「法曹倫理」においては、法曹三者の法曹倫理すべてを考慮した内容が含まれている（別添資料2.4）。

【解釈指針2-1-6-2】

法情報調査に関しては、全員出席が前提となっている入学時のガイダンスにおいて、「データベースガイダンス」として教員が指導している。なお、昨年度と今年度に関しては、新入生の中に欠席した者はいないが、万が一欠席した場合には、後日、教員が個別に指導することになっている（別添資料2.5）。

【解釈指針2-1-6-3】

- | | |
|---------|--|
| 別添資料0.1 | 平成30年度学習院大学法科大学院シラバス |
| 別添資料0.2 | 学習院大学法科大学院履修規程
(「平成30年度学習院大学法科大学院履修要覧」所収) |
| 別添資料0.5 | 様式1：開設授業科目一覧 |
| 別添資料2.3 | 「データベースガイダンス」資料 |
| 別添資料2.4 | 平成29年度「法曹倫理」スケジュール |
| 別添資料2.5 | 「データベースガイダンス」欠席者への対応
(平成30年1月18日教授会議事録抜粋) |
| 別添資料3.3 | エクスターンシップ関連資料 |

基準 2-1-7

基準 2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基準 2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生の関心に応じて効率的に履修できるよう、以下の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

「比較法」(2単位)、「アメリカ法1」(2単位)、「アメリカ法2」(2単位)
「法理学1」(2単位)、「法理学2」(2単位)

別添資料0. 1 平成30年度学習院大学法科大学院シラバス

別添資料0. 2 学習院大学法科大学院履修規程
(「平成30年度学習院大学法科大学院履修要覧」所収)

別添資料0. 5 様式1：開設授業科目一覧

基準2-1-8

基準2-1-3（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

（基準2-1-8に係る状況）

基準2-1-3（4）に定める展開・先端科目については、多様な分野にわたるよう配慮して、以下の授業科目が開設されている（すべて2単位、総計58単位）。そのうち、16単位が選択必修とされている。

法曹としてあらゆる分野において活躍できること、ビジネス・ロイヤーとしての専門性を高めること、公共訴訟や刑事分野において社会貢献のできる法曹を育成することなどを目的とする法曹像に適った十分な数の科目が以下に示すとおり開設されている。

「借地借家法」、「消費者法」、「債権保全・回収実務」、「企業法務1」
「企業法務2」、「商法総則・商行為法」、「民事法総合演習1（民事保全）」、
「民事法総合演習2（破産）」、「民事法総合演習3（担保・執行）」、
「民事法総合演習4（民事再生）」、「支払決済法」、
「刑事法応用演習1（少年法）」、「刑事法応用演習2（刑事司法政策論）」、
「労働法1」、「労働法2」、「労働法演習」、「租税法1」、「租税法2」、
「経済法1」、「経済法2」、「知的財産法1」、「知的財産法2」、
「国際法」、「国際経済法」、「国際私法1」、「国際私法2」、
「国際私法演習」、「環境法1」、「環境法2」

別添資料0. 1 平成30年度学習院大学法科大学院シラバス

別添資料0. 2 学習院大学法科大学院履修規程
（「平成30年度学習院大学法科大学院履修要覧」所収）

別添資料0. 5 様式1：開設授業科目一覧

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

（基準2-1-9に係る状況）

大学設置基準第21条第2項第1号は、「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」と定めている。

学習院大学は、この規定にしたがい、講義及び演習については15時間の授業をもって1単位とする旨を定めている（学習院大学学則第11条第2項第1号）。

本学では、この基準にしたがい、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とし、原則として1回2時間の授業15回をもって2単位としている。ただし、演習科目のうち「法学入門演習」や「法文書作成指導1～4」については、1回2時間の授業8回（計16時間）をもって1単位としている。

また、本法科大学院では、第1学期及び第2学期について、それぞれ授業開講週15週及び試験実施週2週を、学年暦を定めて確保しているため、大学設置基準第2条の定める通年35週確保の原則を遵守している。

さらに、大学設置基準第23条は、「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」と定めている。

本法科大学院の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行われている。毎年度、開始時に学年暦を作成・公表し、各学期で15週の講義が確保できるよう、祝日に伴う曜日振り替えを学年暦への記載の形で行うことで授業数確保の調整を実施している。また、この15週とは別に、試験実施週を2週間設けている（別添資料2.6）。

休講をした場合は、「学習院大学法科大学院履修方法等に関する要項」の7休講のとおり、G-Port または掲示において休講科目の告知を行うことが義務付けられている（別添資料0.2 88頁「学習院大学法科大学院履修方法等に関する要項」）。また、G-Portでは補講科目の日時や教室についても情報提供する欄が設けられている。休講した場合、必ず補講を実施している。組織的には、「休講補講一覧」という名称の文書を各年度で作成し、休講状況を把握し、補講実施についての管理が行き届くシステムを構築している（別添資料2.7）。

別添資料0.1 平成30年度学習院大学法科大学院シラバス

別添資料0.2 学習院大学法科大学院履修規程

学習院大学法科大学院履修方法等に関する要項

（「平成30年度学習院大学法科大学院履修要覧」所収）

別添資料0.5 様式1：開設授業科目一覧

別添資料2.6 平成30年度法科大学院学年暦

別添資料2.7 平成29年度休講補講一覧

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院の教育課程は、2年次までで法律基本科目の基礎を集中的に学び、さらに3年次で法律基本科目の理解を深める機会を提供する一方で、その知識・理解に基づいてさらに応用的な科目を履修するという構成になっている。このように、法律学全般について効率よく基本から段階を追って丁寧に学ぶことができるように配慮されている。特に、基本を大切にするという観点から、3年次において法律基本科目に関する演習を選択科目として履修することができるようにカリキュラムの改革を進めてきた。このように、個々の学生の能力に応じた教育・研究指導がされていると考えられる。

1年次の法律基本科目では「法学入門演習」や「法学入門講義」を開講して、法律学に接したことのない者ないしは基礎が不十分な学生にも法律学の学習を円滑に開始できるよう配慮するとともに、2・3年次の法律実務基礎科目である「法文書作成指導1～4」では、4名規模のきわめて少人数のクラスにおいて、個々の学生の能力や進路の希望に応じた文書作成指導をきめ細かく行っている。これは、本法科大学院のような小規模な法科大学院だからこそ提供することのできる授業内容となっている。授業評価アンケート等を通じて把握しているかぎりでは、学生の満足度はきわめて高く、授業評価アンケートに対しては教員側の対応を学生にフィードバックする仕組みを整備しており、学生と担当教員の間で良好なコミュニケーションを図ることにも役立っている。

(2) 課題

本法科大学院では、教員も少人数であるので、教員相互の意思疎通は十全に行われているという認識をもっている。ただし、入試を複数回実施するなど、他業務に忙殺されていることなどもあいまって、教員の間で教育内容に関して議論する機会を十分に設けてきたとは言えない。この点を改善するため、FD委員会の開催頻度を上げるなど、教育内容についての認識を共有するための機会を増やしており、教育内容を反省し、改善へとつなげるサイクルを確立し、発展させていくことが今後の課題の一つである。

平成27年度のカリキュラム改革の成果として新設された「法文書作成指導」に関しては、実務家教員が中心となって運営することにより、法律実務基礎科目としての性格はより明確になったと考える。しかし、同科目は科目の趣旨を理解している一部の研究者教員も担当しているので、学生から見た場合、法律実務基礎科目としての性格が不明確であるとの疑念も生じかねない。このような疑念を払拭するため、カリキュラム改革も念頭においている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

少人数教育は本法科大学院の特色のひとつであり、基準3-1-1については問題なく充足している。以下、学年ごとに状況を説明する。

現在1年次（法学未修者）の入学定員は6名である。未修者の授業は、2年次に進級できなかった者を含めて、5～10名程度の人数で行われている。いずれにしても、1学年1クラスで濃密な少人数教育が、双方向的又は多方向的に、十分な討論を可能にする形で行われている。

2年次（法学既修者）の入学定員は、平成22年度から、従来の50名を35名に、さらに平成26年度以降は24名に変更した。実際には、1年次から進級できなかった者や、中途退学をした者がいるため、1学年あたりの在籍学生数は、これまでのところ概ね2年次で22名程度、3年次で21名程度となっている（資料1）。したがって、未修者及び既修者のいずれに関しても、双方向的又は多方向的な密度の濃い少人数教育が行われているといえる。

資料1 平成26年度から29年度の各年度5月1日現在の在籍者数とその平均人数

学年	在籍者数				
	26年度	27年度	28年度	29年度	平均人数
1年	9	7	9	9	8.5
2年	25	23	21	20	22.25
3年	35	21	17	14	21.75
計	69	51	47	43	52.5

【解釈指針3-1-1-1】

本法科大学院では、第2年次における成績についてGPAの数値が1.8以上である場合において、当該年次に配当される必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみで

あるときは、第3年次へ進級することができる（別添資料0.6）。この結果、毎年1～2名の少数の学生が、第3年次に在籍しながら、第2年次の科目を再履修しているが、少人数であるために、一の授業科目における学生数への影響はほぼないといえる。

【解釈指針3-1-1-2】

本法科大学院科目のうち、「法曹倫理」、「刑事模擬裁判」、「民事模擬裁判」の3科目については、平成28年度より、法学部科目「特殊講義（法曹倫理）」、「演習（刑事模擬裁判）」、「演習（民事模擬裁判）」として学部学生の履修を認めることとなった。履修者数の推移は資料2のとおりであり、適切な規模が維持されている。

資料2 「法曹倫理」「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」履修者数推移

法科大学院科目名	法学科科目名	28年度	29年度	30年度
法曹倫理	特殊講義（法曹倫理）	26（2）	22（3）	14（1）
刑事模擬裁判	演習（刑事模擬裁判）	18（1）	14（1）	16（0）
民事模擬裁判	演習（民事模擬裁判）	3（0）	4（0）	6（2）

（ ）：履修者数のうち、学部学生数

他専攻等の学生から履修希望の申出があった場合、法科大学院教授会の承認により履修を認めることとしている（別添資料3.1）。平成29年度には、法学研究科1年の学生が本法科大学院科目「法理学1」の履修を希望する申出があった。法科大学院教授会で審議の結果、適切性が判断され、履修が承認されている。

なお、本法科大学院では、科目等履修生の受入れを認めていない。

【解釈指針3-1-1-3】

別添資料0.2 平成30年度法科大学院履修要覧

別添資料0.6 様式2-1：学生数の状況

別添資料3.1 教授会（平成29年7月25日）議事録抜粋及び資料

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準3-1-2に係る状況）

本法科大学院においては、法律基本科目を1年次から3年次にかけて配当している。したがって、定員が6名である1年次の配当科目については、この基準を問題なく満たしている。また、定員が各30名である2年次及び3年次についても、十分に基準を満たしているといえることができる。

また、選択科目である法律基本科目については、2年次及び3年次のいずれにおいても履修可能とされているものもあるが、特定の年度において特定の科目に履修者が集中する、といった状況はみられない（別添資料3.2）。

【解釈指針3-1-2-1】

別添資料0.5 様式1：開設授業科目一覧

別添資料3.2 平成29年度履修者数一覧

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に基づいて具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 専門的な法知識の確実な修得及び法曹としての必要な能力の育成のために、本法科大学院においては、まず、1年次に法律基本科目を中心とする基礎的・入門的科目を、2年次に法律基本科目を中心としてその知識・能力を深化させる科目を、そして3年次には2年次までに修得した知識及び能力をさらに発展・展開することが可能になるような科目を、それぞれ配置し、段階的履修に配慮している(基準2-1-1)。

1年次配当科目においては、知識の確実な修得に重点が置かれ、また演習科目においては法的分析能力及び法的議論の能力の育成に重点が置かれるなど、その重点の置き方はさまざまであるが、いずれの授業も、学生が十分に予習してくることを前提に、具体的な事例を素材として、教員と学生間及び学生相互間の対話・議論をその中心に据えて行われることを目指している。

とりわけ、実定法科目においては、各教員は、①裁判例等の資料と設問が掲載された市販の法科大学院用教材書を用いる、②授業で用いる裁判例等が掲載された教材を自ら作成し、あらかじめ学生に配付する、③市販の教科書と判例集を指定し、関連する設問等をあらかじめ学生にあらかじめ配付する、といった方法により、学生に十分な予習を行わせ、双方向・多方向の授業を心がけている。また、第1学年における入門科目や模擬裁判等一部の科目においては、その性質に応じて、授業のうち数回が、あるいは毎回の授業のうちある程度の時間が教員による講義・説明に費やされているが、そのような科目においても、教員は学生に質問を投げかけ、学生の理解の程度を確認しながら授業を進めるほか、適宜学生の積極的な発言を促すように工夫をしている。このように、本法科大学院においては、双方向・多方向の授業はすべての科目において積極的に採用されているといえる。

なお、本法科大学院の授業においては、司法試験での解答作成方法に傾斜した技術的な教育、理解を伴わない断片的な知識を機械的に暗記させる教育といった、受験技術優先の

指導に偏した教育は実施していない。

双方向・多方向の授業を可能にするための資料配付等には、G-Port が活用されている。また、各授業科目においては、履修者名簿に基づいて学生の出欠を確認し、また授業中の学生の発言を促している。さらに、専任教員が相互に授業を参観する企画をさまざまな形で実施しているほか、FD 委員会においてそれぞれの授業における学生の履修状況について情報交換を行っていることも、授業の方法の改善に資するものといえることができる。

各授業においてどのような教科書・資料が用いられ、どのように双方向・多方向の授業が行われているかについては、シラバスに記載されているとおりである（別添資料0. 1及び0. 5）。

【解釈指針3-2-1-1】 【解釈指針3-2-1-2】

【解釈指針3-2-1-3】 【解釈指針3-2-1-4】

【解釈指針3-2-1-5】

現在、クリニックは授業の一環としては実施していないが、エクスターンシップは、1単位で複数回の履修を認めており、毎年、数名が、定評のある法律事務所や、法テラス、法務省の各関連施設、地方自治体などの現場において貴重な経験を得ている。その際、参加者には法曹倫理の受講を義務付けた上で、ガイダンスにおいて守秘義務や法令遵守などについての説明と確認を行い、また、エクスターンシップ終了後には参加者による報告会を開催している。

成績評価については、研修先の指導者に評価報告を依頼し、法科大学院の教員は、この評価報告に基づき、報告会での報告をも考慮して評価を行っている（別添資料3. 3）。

【解釈指針3-2-1-6】

（2）到達目標は全科目シラバスに掲載している。

「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）」が設定されている法律基本科目及び法律実務基礎科目については、到達目標モデルに基づいて本法科大学院独自に共通の到達目標を設定している。また、その他の科目についても、各科目または分野ごとに共通の到達目標を設定している。

本学独自の共通の到達目標及び共通的な到達目標モデルは、在学生が閲覧できるホームページに掲載しているほか、中央教育研究棟9階自習室にシラバスとともに設置し、常時閲覧できるようにしている（基準2-1-2、別添資料3. 4）。

（3） 各年度において開講される授業の目的、授業内容、授業方法、予習・復習の指示、成績評価の方法・基準、教科書・参考文献、履修上の注意については、「法科大学院履修要覧」及び「法科大学院シラバス」にて確認することができる。これらは、G-Port にも掲載している。そのうち、「授業内容」においては、各回の授業で取り上げる内容が明らかにされており、また「成績評価の方法・基準」においては、「学期末試験」「レポート」「平常点」「その他」がどのような割合で考慮されるかが具体的に明らかにされている（別添資料0. 1及び0. 2）。

(4) 授業時間外における学習の充実を図るため、予習と復習の時間の適切な配分が可能になるように、時間割の上で、特定の日に多くの授業が集中せず、週日全体にさまざまな授業科目が分散するよう、工夫を凝らしている(別添資料3.5)。

学生の予習を充実したものとするため、シラバス等に各回の授業で扱う内容を記載しているほか、授業に関連する資料は事前にG-Port等を通じて学生に配付され、授業中の教員による指示だけでなく、シラバスに示されている授業計画と組み合わせることによって、予習等の計画的な実現が可能になっている。授業で採用されている教科書や補助教材は法曹養成を意識した、事例分析に資するものが多く、適切な内容のものとなっている。

授業内容に関する学生の質問は各授業時間中に取り上げるほか、各教員が質問を受ける時間として、当該授業の終了後やオフィスアワーを設けている。したがって、学生の質問を受ける時間は十分に確保されているといえる。具体的にどのような時間を、質問を受ける時間としているかについては、別添資料3.6で示したとおりである。

共通的な到達目標については授業で周知されるように配慮されているが、授業で直接取り上げられなかった内容は、前述のとおり、ホームページでの公開によって学生の注意を喚起し、自習を促す努力がなされている。

学生の自習スペースとして、定員90人の学生のほか、法務研修生、法務研究生に対し、現在、197席の自習スペースが確保されている。これらの自習スペースの利用時間は、通年、日曜祝日を含め、7時から23時までとなっている。在学生にはノートパソコンを貸与しているが、個人でパソコンを持ち込むことも認めており、大学LAN(有線、無線いずれも可)を介してインターネットへの接続が可能である。LICのLLI主要法律雑誌判例検索システム、TKCの法科大学院教育研究支援システム、G-portにアクセスすることができる。また、法科大学院学生専用の学生図書室にも参考資料等が配架されている。

法経図書センター内の自習スペースを利用している学生もいる。法経図書センターの利用時間は月曜日から土曜日まで8時50分から20時(試験期間中は21時)までとなっている。本学の法経図書センターは、学内の法律関係文献をほとんど網羅しており、職員の専門性も高く、その管理運営には法科大学院も関わっているため、試験期間の開館時間延長や休日開講に合わせた開館日の設定など教育研究に関する法科大学院の要請に十分答えることのできる仕組みとなっている。

この他、法科大学院専用の学生指導室及び演習室が確保されており、これらの部屋は授業等で使用されていない限り、グループ学習に利用できるように配慮されている(基準10-1-1)。

【解釈指針3-2-1-7】

本法科大学院においては、集中講義はエクスターンシップを除いて実施していない。エクスターンシップは、夏期休暇中に実施することとなっており、他の授業などに支障をきたすことはない。

【解釈指針3-2-1-8】

- 別添資料0. 1 平成30年度学習院大学法科大学院シラバス
- 別添資料0. 2 学習院大学法科大学院履修規程
(「平成30年度学習院大学法科大学院履修要覧」所収)
- 別添資料0. 5 様式1：開設授業科目一覧
- 別添資料3. 3 エクスターンシップ関連資料
- 別添資料3. 4 到達目標一覧 掲載ホームページ
- 別添資料3. 5 平成30年度法科大学院授業時間割
- 別添資料3. 6 オフィスアワー一覧

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

(1) 履修規程第2条第2項によって、履修科目として登録することのできる単位数の上限が、第1年次については34単位、第2年次については36単位、第3年次については44単位と定められており、基準を満たしている。

なお、「エクスターンシップ」(1単位、第2学期集中科目)は、上記の履修単位数に含まれている(基準3-2-1)。

「法情報調査」は単位化されていないが、前期授業期間前に「データベースガイダンス」として実施されており、正課授業の学修の妨げとなるものではない(基準2-1-6)。

【解釈指針3-3-1-1】 【解釈指針3-3-1-2】

第1年次及び第2年次の学生は、当該年次に配当されている必修科目のうち、いずれかの科目の単位を修得していないとき又は当該年次における成績についてGPA数値が1.5に達していないときは、次の年次に進級することができない。進級することができなかった学生については、秀又は優の評価を得た科目を除き、当該年度の修得単位がすべて無効となる。

1年次から2年次への進級が認められる学生は、1年次配当の全必修科目が単位修得済である。

2年次から3年次への進級については、2年次におけるGPA数値が1.8以上である場合において、2年次配当の必修科目につき単位未修得科目が1科目のみであるときは、3年次への進級が認められている。この場合、第3年次で再履修となる1科目分の単位は、履修登録可能な単位数に算入される。進級できなかった場合の履修登録可能な単位数の中に

は、再履修科目単位数が含まれる。

【解釈指針 3－3－1－3】 【解釈指針 3－3－1－4】

本法科大学院においては、3年を超える標準修業年限を定めていない。

(2) 本法科大学院においては、いずれの年次においても、44 単位を超える単位数の設定は行っていない。

【解釈指針 3－3－1－5】

別添資料 0. 2 学習院大学法科大学院履修規程

(「平成 30 年度学習院大学法科大学院履修要覧」所収)

2 特長及び課題等

(1) 特長

すべての科目、とりわけ1年生を対象とする科目において、密度の濃い教育を可能にする少人数クラスが実現していること、個別の教員がそれぞれ学生の要望を聞きつつ双向・多方向の授業を実施していること、法文書作成指導に見られるように4名程度の学生に教員1名が指導にあたる、極めて少人数のクラスが開講されていること、G-port を用いて学生に関連資料を配付したり学生の質問に迅速に回答したりすることが容易であること、学生が利用可能なデータベースが豊富であること、「法科大学院の試験」という冊子を毎年度刊行し、当該年度の学期末・学年末試験の問題と採点のポイントを明示して、フィードバックに努めていること、といった点は、本法科大学院の教育体制の特長であり、また優れた点として挙げることができよう。

また、履修単位上限については、厳格に定めて運用している。

(2) 課題

本法科大学院では少人数教育による懇切丁寧な指導が行われている点は繰り返し述べたとおりであり、本法科大学院の優れた点であるといえよう。しかし、同時に、授業科目によっては、受講する学生数が極端に少なくなることにより、学生相互間での討論が十分行えず、切磋琢磨する機会が乏しくなるという問題が生じていることも事実である。このような問題を教員間で共有しつつ、教育の内容と方法について各教員間でばらつきが生じないように絶えず情報交換しながら、学生のレベルに合わせて教育内容と方法の一層の改善に努めていくことが今後の課題である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- （２）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （３）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- （４）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （５）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （６）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- （７）期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

（１）各授業科目については、その配当学年・学期・授業科目の性質を考慮した上で、シラバスにおいて、その目的及び内容を記載することになっている。例えば、法律基本科目についても学年を追って段階的に理解を深めることのできるような履修構造（らせん型履修）を目標として、達成度が設定されている。憲法を例にとるならば、１年次に配当される「憲法入門１」及び「憲法入門２」では、基本的なテキストを素材に基本的な概念、理論の学習に重点が置かれる。その上で、２年次に配当される「憲法１」及び「憲法２」では、基本的な概念及び理論を具体的なコンテキストの中で実際に利用できるかという視点の下で判例や条文の正確な理解が要求される。さらに、３年次では、「憲法判例研究」において憲法にかかわる主要判例を取り上げて検討し、「憲法３」においてそれをさらに進めて、事例研究という形で実践力の養成に重点が置かれている。

なお、各科目について設定されている到達目標及び到達目標と法律基本科目における共通到達目標との関係については、基準2-1-2に記載したとおりである。

【解釈指針4-1-1-1】

（２）成績評価の基準については、「秀、優、良、可、不可」の５段階評価を採用し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とすることとした（別添資料0. 2 11 頁学習院大学専門職大学院学則（以下「専門職大学院学則」という）第12条第2項）。

各成績評価の分布のあり方に関しては、不可を絶対評価（素点で60点未満）とし、「秀、優、良、可」については「10%、30%、40%、20%」を目安とすると定められている。ただし、履修者数が少なく個別指導という性格の強い「法文書作成指導1～4」のほか、履修者数が6人未満の授業科目については、このような基準による必要はないとされている。以上のような成績分布についての統一的な指針は、「成績評価についてのガイドライン」（別添資料4.1）として各学期の評価時に教員へ配付するほか、法科大学院ホームページ及び掲示により学生に周知されている。

絶対評価方式をとる「法文書作成指導1～4」及び履修者数が6人未満の授業科目については、以下のように設定された点数の目安に従い成績評価がなされている。この点についても、法科大学院ホームページを通じて学生に周知されている。

秀	90-100 点
優	80-89 点
良	70-79 点
可	60-69 点
不可	60 点未満

また、各授業科目における成績評価の考慮要素については、シラバスに明記されており、学生に周知されている。

なお、平成25年度の認証評価において、成績評価の方法及び成績評価の分布について指摘を受けた「法曹倫理」についても、試験を実施し、「成績評価についてのガイドライン」に沿った成績分布となっていることを付言しておく。

さらに、各授業科目について、授業時数の3分の1以上欠席した者は、当該科目の単位を修得することはできないとされている（別添資料0.2 24頁 学習院大学学則45条）。その旨は、学則のほか、履修方法等に関する要項にも記載されており、上記と同様に学生にも周知されている。

【解釈指針4-1-1-2】

（3）成績評価の基準に従って成績評価が実施されていることを確保するため、教員が採点した答案はそのコピーが学生に返却されている。そして、成績評価について説明を希望する学生には個別に面談を行い、また、試験後の8月及び2月頃に講評の機会を設け、そこで試験の出題趣旨を解説し、優秀答案などを用いて、受講者全体に対する問題の解題、説明もしている。

このほか、成績に関し疑義がある場合は、所定の期間において成績調査願を提出して調査を依頼することができる。回答は文書で願を提出した学生に行われている。

そして、各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数全体及び各成績評価の人数）は教授会資料として提供され、成績評価に関する情報の共有が図られている（別添資料0.10）。

【解釈指針4-1-1-3】

(4) 既に述べたように、試験の答案のコピーが学生に返却され、成績評価の具体的な基準については、講評や個別相談の機会に、試験問題の出題趣旨や優秀答案を提示して学生に周知している。成績分布に関するデータとして、学生にも、履修した科目に関し成績の各成績評価に学生が何人存在しているかを示すものを、G-Port で公表している。さらに毎年、各科目の試験問題や採点のポイントを記した「法科大学院の試験」という冊子を作成し、学生に配布している（別添資料4. 2）。これは試験問題の内容及び水準を公表することにより学生の学習に資すると共に、成績評価の基準を学生に告知するという意味も有している。

【解釈指針4-1-1-4】

(5) 期末試験の実施にあたっては、学内での原則的な試験時間が90分とされている中で、法科大学院では試験時間を原則として120分とし、当該科目についての学生の理解をより多角的に評価することが可能になるように配慮している。

期末試験の実施に際して持込可能とするものについては、最終的には担当教員の判断によるが、厳正な成績評価の観点から、ほとんど全ての授業科目について、新司法試験用六法または本学備付六法のみを持込みが許されている。

答案に関しては、マスキング・テープを貼らせ、または答案に学籍番号のみを記載させる等の方法により、採点の際の匿名性の確保も図られている。

(6) 学生が、筆記試験を一定のやむをえない事情から受験できなかった場合には、「追試験」を同一学年度内に受けることができるよう、制度は整備されている（別添資料0. 2：大学学則第46条、別添資料4. 3）。「追試験」の問題は、通常の試験とは同一内容にならないこと、難易度などの点において通常の試験と差が生じないようにすることについては、教員に対して、注意を喚起している。

なお、受験したが合格点に到達せず必修科目の単位を取得できなかった場合についての「再試験」制度は、成績の厳格な評価という観点、及び次年度に時間をかけて再履修させることが教育上望ましいという観点から採用されていない。

資料1 追試験実施状況

平成28年度 第1学期「刑法入門1」申請1名

※出席日数不足により受験資格なしと判断。実施なし。

第2学期 なし

平成29年度 第1学期 「応用民法1」申請1名 ※実施

第2学期 なし

【解釈指針4-1-1-5】 【解釈指針4-1-1-6】

(7) 平成29年度において筆記試験（学期末試験・学年末試験）を実施していない科目として、「法学入門演習」、「刑事模擬裁判」、「法文書作成指導1～4」、「行政法

3」、「憲法判例研究」、「行政法判例研究」、「事例会社法」、「商事法演習」、「民事訴訟法演習3」、「刑法演習1・2」、「刑事訴訟法演習」、「民事模擬裁判」、「民事手続法演習」、「エクスターンシップ」、「アメリカ法1・2」、「企業法務1・2」、「刑事法応用演習1・2」、「労働法1」、「労働法演習」、「国際経済法」、「国際私法演習」がある。これらの科目の中には、模擬裁判やエクスターンシップなど、その科目の性質上筆記試験に馴染まないものもある。それ以外の科目は、演習科目、あるいは実質的には演習科目として、すなわち学生による報告や課題提出を中心に授業を進行している科目である。したがって、これらの科目においては筆記試験を実施せずに成績評価を行うことは授業科目の性質に照らして適切であるといえる（別添資料0. 1）。

【解釈指針4-1-1-7】

- | | |
|-----------|---|
| 別添資料0. 1 | 平成30年度法科大学院シラバス |
| 別添資料0. 2 | 学習院大学専門職大学院学則
大学学則
学習院大学法科大学院履修方法等に関する要項
（「平成30年度法科大学院履修要覧」所収） |
| 別添資料0. 10 | 平成29年度成績分布データ |
| 別添資料4. 1 | 成績評価についてのガイドライン |
| 別添資料4. 2 | 「法科大学院の試験 平成29年度版」 |
| 別添資料4. 3 | 追試験関連資料 |

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

本法科大学院においては、進級制を採用しており、進級要件を定めるにあたり GPA 制度が厳格に活用されている。第1年次及び第2年次の学生は、当該年次に配当されている必修科目のうち、いずれかの科目の単位を修得していないときまたは当該年次における成績について GPA の数値が 1.5 に達していないときは、原則として、それぞれ次の年次に進級できないものとされている。（別添資料0. 2 78 頁 履修規程第4条1項）

ここで、GPA は、各科目の成績評価を成績点数（秀＝4点、優＝3点、良＝2点、可＝1点、不可＝0点）に換算し、該当する成績点数に科目の単位数を乗じたものの合計を総履修単位数で除し、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値を取ることで算出される。なお、必修科目であるが6名程度以下と極めて少人数のクラス編成をとり、クラス内での相対評価に基づく成績分布を前提とする GPA 制度が必ずしも適合的ではない法学入門演習及び法文書作成指導1～4と、同じく GPA 制度が適合的とはいえないエクスターンシップについては、GPA 算出対象科目から除かれている。（別添資料0. 2 79 頁 履修規程注）

この規定により進級することができなかった学生については、原則として、当該年度の修得単位を無効とし、再度の履修、修得を必要と定めている。ただし、秀又は優の評価を得た科目については、既に高い成績評価を得ており教育の観点から再度の履修、修得を求めることは適切ではないと判断し、これらの成績評価を得た科目に関しては、修得単位を無効としないこととした。（別添資料0. 2 79 頁 履修規程第4条第2項）

以上によれば、全体としては成績が良好であっても、1科目の不可によって進級ができないこととなる。このような帰結は、法律学の基礎を学ぶべき1年次の学生については一定の合理性を有するものと考えられるが、2年次の学生については、やや厳格に過ぎ、教育的配慮を欠けるとも考えられる。そこで、GPA の数値が 1.8 以上であり、当該年次に配当される必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみである2年次の学生については第3年次への進級を認めることとした。（別添資料0. 2 79 頁 履修規程第4条第3項）

以上の点は、履修規程に記載されており、同規程の注に GPA の算出方法について詳しく記載されていることとあいまって、学生への周知は徹底されている。

【解釈指針4-1-2-1】 【解釈指針4-1-2-2】

別添資料0. 2 学習院大学法科大学院履修規程第4条及び注
（「平成30年度法科大学院履修要覧」所収）

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

（3）法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること（なお、（2）において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

（基準4－2－1に係る状況）

（1）卒業に必要とされる修得単位数は、原則として107単位である（別添資料0．2 11頁 専門職大学院学則10条1項、78頁 履修規程1条1項）。

本法科大学院では、専門職大学院学則13条の定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法学既修者に関しては9単位、法学未修者に関しては33単位を上限として、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位認定することができることとしている（別添資料0．2 79頁 履修規程5条及び同7条1項）。

また、同じく専門職大学院学則13条の定めるところにより、学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法学未修者に関して24単位を上限として、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位認定することができることとしている（上限まで認めた場合において、さらに他の大学院において修得した単位があるときは、そのうち9単位までを認定することができる）。法学既修者については、入学時に24単位を修得したものとみなしていることから、それ以上にわたって単位認定をする余地はない（別添資料0．2 79頁 履修規程第6条及び同第7条第2項）。

なお、これらの単位認定が行われた実績はない。

法学既修者については、24単位について修得したものとみなされる。修了認定に必要な修得単位数は、この24単位を含めて102単位である（別添資料0．2 11頁 専門職大学院学則10条2項3項、78頁 履修規程1条2項及び83頁履修規程別表6）。

修了認定にあたっては、以上の修得単位数のほか、GPAの数値が通算1.5以上であることも必要とされている（別添資料0．2 78頁 履修規程1条1項）。

【解釈指針4－2－1－1】 【解釈指針4－2－1－2】

（2）修了要件として修得が必要とされる科目の種類及び単位数は、既修者について修得したものとみなされる24単位（公法系4単位、民事系10単位、刑事系8単位、法学入門科目2単位）を含めて資料2のとおりであり、基準4－2－1を満たす。

なお、本法科大学院では、入学前の実務経験等に基づく単位認定は行っていない。

資料2 修了するために修得が必要とされる科目の種類及び単位数

科目の種類		未修者コース	既修者コース
【必修（選択必修）単位数】			
法律基本科目	公法系科目	12	12
	民事系科目	36	32
	刑事系科目	16	16
	法学入門科目	3	2
法律実務基礎科目		12	12
基礎法学・隣接科目		4	4
展開・先端科目		16	16
【選択科目 単位数】			
その他 法律基本科目※、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目 ※6単位を上限とする		8	8
合計		107	102

【解釈指針4-2-1-3】 【解釈指針4-2-1-4】

【解釈指針4-2-1-5】

（3）資料2の表にあるとおり、本法科大学院修了のためには、法律実務基礎科目12単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目16単位が必要であり、以上の合計32単位は、基準の定める31単位を上回る。本法科大学院ではさらに、上記に定めのない8単位分についても、法律基本科目については6単位を上限としており、法律基本法律科目以外の科目について2単位の修得を義務づけている。以上から、本法科大学院修了のためには、法律基本法律科目以外の科目から合計34単位の修得が必要ということとなり、基準の要件を満たす。

別添資料0. 2 専門職大学院学則第10条及び第13条

学習院大学法科大学院履修規程第1条、第5条～第7条、
別表6

（「平成30年度法科大学院履修要覧」所収）

基準4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

（基準4－2－2に係る状況）

修了の認定に必要な修得単位数は、107単位である（別添資料0.2 11頁 専門職大学院学則10条1項、78頁 履修規程1条1項）が、そのうち5単位は基準2－1－5ただし書による単位であり、法学既修者については、修得したものとみなされる24単位を含めて102単位が修了の認定に必要な修得単位数とされている（別添資料0.2 11頁 専門職大学院学則10条2項3項、78頁 履修規程1条2項）。

具体的には、1年次に配当されている必修科目は29単位（別添資料0.2 80頁 履修規程別表1）であるが、そのうち、「民法事例・判例研究1」（2単位）、「民法事例・判例研究2」（2単位）、「法学入門演習」（1単位）以上合計5単位については、法学既修者が修得したものとみなされる授業科目（別添資料0.2 83頁 履修規程別表6）には含まれていない。すなわち、以上合計5単位は、法学未修者について別に必修とした科目であり、基準2－1－5ただし書による単位数であり、それを除いた単位数が102単位であることから、基準4－2－2を問題なく満たしている。

別添資料0.2 専門職大学院学則第10条

学習院大学法科大学院履修規程第1条、別表1及び別表6

（「平成30年度法科大学院履修要覧」所収）

4－3 法学既修者の認定

基準4－3－1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4－3－1に係る状況）

法学既修者に対しては、本法科大学院において1年次向けに開講されている授業科目について必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定すべく、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法について筆記試験を実施している。このうち、憲法・刑法・民法については法的な文書作成の試験を課し、論述能力を判定している。民事訴訟法及び刑事訴訟法においても、例年、簡易な記述を求める試験問題を出題している。

なお、入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保については、基準6－1－3に係る状況で説明のとおり確保されている。

【解釈指針4－3－1－1】

法学既修者を対象とする入試において筆記試験を行う法律科目については、各試験科目について最低基準点を設定しており、入学試験要項においても「筆記試験において一科目について極端に低い評価となった場合、また1時限でも欠席した場合は、不合格となります。」と記載してその旨受験生に周知している（別添資料6. 1）。

【解釈指針4－3－1－2】

法学既修者として認定した者について修得したものとして履修免除が認められる法律基本科目は、履修規程別表6に記載のあるとおり、「憲法入門1・2」、「民法入門1～3」、「刑法入門1・2」、「民事訴訟法入門1・2」、「刑事訴訟法入門1・2」及び「法学入門講義」（以上いずれも2単位）である。これらの科目のうち、「法学入門講義」以外の科目は法学既修者を対象とする入試において筆記試験を実施している科目に対応するものである。また「法学入門講義」で取り上げる法解釈の基本についても、各法律科目の筆記試験において評価できる能力であると考えられる。

【解釈指針4－3－1－3】

本法科大学院は、法学既修者として入学を許可した者について、一律に上記の科目（合計24単位）の履修を免除しており、一部の履修免除は実施していない。また、飛び入学制度を活用して既修者コースに志願する者についても、通常の既修者コースの志願者と同様に筆記試験を課し、履修免除を認めることとしている。以上の履修免除は、必修の法律基本科目に限って行われている。

【解釈指針4－3－1－4】

法律科目試験の出題に当たっては、基本的な法律知識を問うことを主眼とする、きわめてオーソドックスな内容としている（別添資料6．7）。また、採点に当たっては、基準6－1－3のとおり、筆記試験採点の際には受験番号のマスキングにより匿名性を確保している。また、書類選考においても評価の際に考慮すべき要素の中に出身大学如何は含まれておらず、本大学の卒業生あるいは在学生であることが有利に働くことはない。

【解釈指針4－3－1－5】

受験者は、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を提出した場合でも、本法科大学院が実施する全ての法律科目の試験を受験することとされており、当該機関が実施する法律科目試験をもって当該法科大学院の法律科目試験の試験に代えることは行っていない。

【解釈指針4－3－1－6】

法学既修者として入学した者については、1年次に配当されている必修の法律基本科目29単位のうち24単位の履修を免除することで在学期間を1年短縮するものであり、在学期間の短縮と修得したものとみなされる単位数との関係は適切であるといえることができる。

【解釈指針4－3－1－7】

- 別添資料0．2 学習院大学法科大学院履修規程別表6
（「平成30年度法科大学院履修要覧」所収）
- 別添資料6．1 平成31年度法科大学院入試要項
- 別添資料6．7 平成30年度法科大学院入学試験問題

2 特長及び課題等

(1) 特長

GPA 制度を活用しつつ成績評価の基準を適切に設定し、それを学生に周知した上で、それに基づいて客観的かつ厳正な成績評価を実施している点は、本法科大学院における成績評価及び修了認定の特長として優れた点であるといえることができる。

(2) 課題

修了に必要な単位数が、未修者については 107 単位、既修者については 102 単位と、基準の上限にある。また、法律基本科目以外の科目の単位として 34 単位を要求し、基準を上回っている。これらの点については、修了要件をより柔軟に設定することも考えられると思われる。

また、進級要件についてもより柔軟なものとする 것도検討に値すると思われる。すなわち現在、1 年次から 2 年次への進級には全ての必修科目についての単位修得及び GPA1.5 以上が要求され、2 年次から 3 年次への進級にも同様の要件（ただし GPA が 1.8 以上である場合には、必修科目 1 つについて不可とされても進級は可能）が設けられている。現在の制度にも十分な合理性は存在すると考えられるが、教育的配慮という見地からは、必要な単位修得や GPA といった要件について、若干緩和する余地があるとも考えられるところである。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

本法科大学院における教育内容・方法の改善に向けた組織的・継続的な体制としては、①運営委員会及び次年度カリキュラム作成時期に行われる教授会における授業内容・方法の点検、②モデル授業を対象とした教員による授業参観、③FD委員会における教育内容や方法にかかる検討・議論、④自己点検評価委員会における検討・議論、⑤学生による授業評価を機縁とした見直し、⑥法務研究所の諸活動における実務家教員と研究者教員の相互研鑽などがある。

教授会、教授会における議論のための準備を行う運営委員会では、授業内容・方法について相当突っ込んだ議論、批判的検討がなされる。たとえば能力別クラス編成の是非、各授業の内容・レベルの適否、学生の習熟度に適した授業内容、シラバスの記載事項の点検や到達目標との関連、成績評価割合に関する申し合わせ、クラス規模、法文書作成指導の授業の方法などが検討される。これらの議論のうち、授業担当者全員によって議論されるのが適当な問題については、次年度のカリキュラムを検討する時期に、教授会において、法学部所属の授業担当者も含めて議論される。さらに、FD委員会では、未修者教育のあり方（例えば、授業内小テストや基礎力確認テスト、事前課題に関するレポート提出の効用に関しての意見交換など）、次学期における指導方針（とくに学生の進級・原級状況や学習状況に関する綿密な意見交換と情報共有）、司法試験合格者に対するアンケート結果を踏まえての教育体制全般の見直し、授業評価アンケート内容の見直しなど、多岐にわたる内容が検討の対象とされてきた（別添資料5.1）。このような議論を通じて、平成27年度からの大規模なカリキュラム編成につなげたほか、授業評価アンケートの見直し、授業参観の実施など、授業内容・方法についてフィードバックを行うなど、マネジメントサイクルの構築に努めてきた。

また、近年では、入学者の基礎学力の低下が著しいため、従来の授業とは異なった内容、方法を実践することが求められているとの認識から、毎年度最初の教授会において、入試における各科目の得点、前年度までの成績などを提示し、学生の実力を確認する機会をもつようにしている。

【解釈指針5-1-1-1】

研修及び教育の機会としては、教員相互の授業参観を行うほか、外部の研修の機会の活用、さらには、法務研究所を活用した講演会・研修会の実施を挙げることができる。また、学生による授業アンケートも教員にとって学びの機会として活用している。

教員相互の授業参観は、授業参観制度をさらに一步改善した試みであり、要綱に基づきモデル授業検討会と称すべき内容として制度化している（別添資料5. 2）。具体的には、平成29年度には6月20日（火）3限に刑事訴訟法1（高橋理恵教授）、4限に会社法1（神田秀樹教授）を対象に実施した。これらの講義を（出席可能な限りの）法科大学院教員が参加し、見学し、その感想、改善提案につき、授業参観者からの評価報告を提出させたあとで、後日FD委員会を開催し、教員相互で議論する機会を設け、授業内容・質の向上に役立ててきた。結果として、密度の高い意見交換が教員相互で行うことができた（別添資料5. 3）。

外部研修の例としては、法科大学院協会主催の教員研修に例年、教員が参加している。平成27年度には植村立郎教授が、28年度には高橋理恵教授がそれぞれ参加した（別添資料5. 4）。このほか、法務研究所を活用して、実務家教員と研究者教員の相互交流・相互研鑽を図ってきた。同研究所では、毎月1回、「法実務研究会」を開催しており、実務家教員、研究者教員、法科大学院卒業生が参加して、実務・理論・教育に関わる問題について議論している（別添資料5. 5）。また、時には法実務の最先端で活躍している法律実務家の講演会を開催している。これらの活動は、法実務と法理論の架橋を図る目的で実施してきた。その活動内容は、毎年発行される「学習院法務研究」に掲載されている（別添資料5. 6）。

他方、学生による授業評価も、授業内容・授業方法の改善のための重要な方策と位置づけており、学期ごとに1回、実施されている。その対象は、各学期に開講されている法科大学院科目全てとしている（資料1）。集計結果は個別の教員に提示され、これをもとに各教員は授業内容・授業方法を必要に応じて改善することを行っている。かつては、オンライン上のシステムを使い、電子的にアンケートを実施、集計してきたが、これではアンケートの回収率が悪いことから、平成23年度以降は、再び教室でアンケート用紙を配布する方法に変更し、回収率の向上を実現している。

資料1 授業評価アンケート（平成28年度及び29年度）

		実施時期	対象科目※	教員からのコメント
平成28年度	第1学期	H28年7月2日～7月15日	54科目	有
	第2学期	H28年12月7日～12月20日	53科目	無
平成29年度	第1学期	H29年7月3日～7月15日	55科目	有
	第2学期	H29年12月6日～12月19日	50科目	

※各学期開講している法科大学院科目全て

【解釈指針5－1－1－2】

このほか、上述のように、弁護士会や他大学で行われる教育研究プログラムについては、情報を各教員に提供し、参加の機会を与えている。教員相互の連携が必要な科目（民事訴訟実務、刑事模擬裁判、刑事実務、民事模擬裁判、エクスターンシップなどの科目）にお

いては、複数の教員が共同して講義を担当している（別添資料5．7）。これらの科目では、講義の性格に即して、実務と理論の結びついた授業を学生に提供しているほか、授業担当者間での協働はもとより、時間割編成時から関連科目の教員を巻き込んで、実務家教員と研究者教員が協働で内容を精査している。また、これらの授業では教材作成に当たっても、実務家教員と研究者教員の準備検討作業において連携がなされている。

カリキュラム編成にあたっては、事前に、民法であれば民法担当教員間で担当者や教育内容に関しての打ち合わせが行われ、それを踏まえて、運営委員会や教授会の議論が進められている。学期末試験に関しては、『法科大学院の試験』という冊子を毎年作成しており、試験問題と採点のポイントを試験実施科目について記載しており、学生全員に配布している（別添資料4．2）。これは、教員全員に配布されることから、法科大学院の講義を担当する教員は相互に、いかなる出題が実際に行われ、どのような採点方針をとっているのかに関して、正確な情報共有ができています。

「法文書作成指導1から4」は学生の書く力を養成する上で極めて重要性が高いものである（平成28年度及び29年度の開催実態については、別添資料5．8）。その具体的内容は固定することなく、各教員の創意工夫が発揮できる科目としており、担当教員も含めた知見交換の機会が極めて重要である。これまでも、この問題についてカリキュラム作成時やカリキュラム作成に先立って行われるFD委員会で第1学期を振り返って議論する中で、意見交換を進めてきた（別添資料5．1（平成29年度は9月12日開催の第4回FD委員会で議論された））。

【解釈指針5－1－1－3】

教育内容改善の検討に関しては、主に運営委員会で準備的な議論を行い、教授会やFD委員会で、より広く教員の意見を集約することが行われている（別添資料5．9）。こうしたプロセスにおいて、各科目の内容に関する議論のほか、クラス規模が適正かといった観点からの検討も進めてきた。例えば、法文書作成指導に関しては、少人数教育を特長として推進してきたが、近年の入学減少を受け、クラス規模が1クラス2名など少なすぎることに伴う弊害も懸念され、的確な教育を実施する観点から、1クラス4名程度の規模とすることが審議され、了解されている。小規模な法科大学院のメリットを活かして、議論・検証した内容で次学期等から直ちに実現できるものは改善するなど、実効的なマネジメントサイクルを構築してきた。検証サイクルを制度改善に結びつけた一例としては、平成25年度から議論を進め、平成27年度から実施された大規模なカリキュラム改革を挙げることができる（別添資料5．10）。

加えて、FD委員会の開催頻度を上げて、教育内容改善に関わる事項について意見交換を図ってきた。具体的には、平成29年度は、4月11日、5月9日、7月25日、11月14日、12月12日、平成30年1月18日と7回にわたりFD委員会を開催しており、実質的に教育内容改善の検討に特化した組織として成長してきている（別添資料5．1）。FD委員会で小テストの効用が紹介されれば他の教員が取入れ、未修者に対する支援が必要であることが確認されれば、基礎力確認テストを実施するなど、問題発見から改善へと積極的に移行するよう努めている。

学生に対して各学期で実施している授業アンケートに関しても、指摘を受けた教員が実

施した改善措置及び工夫やコメントについては、一覧表にまとめ、各教員で情報共有している（別添資料5.11）。このほか、教員からの改善措置やコメントについてはG-Portに掲載することでフィードバックしている。同様に、司法試験合格者に対してもアンケートを実施して、率直な意見を法科大学院教育全体に求めてきた。法文書作成が高く評価されていることが確認できれば、一層、当該科目の充実を議論するなど、ここでも問題発見から実際のカリキュラムや授業改善へとフィードバックを図っている。

【解釈指針5－1－1－4】

- 別添資料4. 2 法科大学院の試験（平成29年度）
- 別添資料5. 1 FD委員会開催一覧（平成27年度～平成29年度）
- 別添資料5. 2 教員相互の授業参観要綱
- 別添資料5. 3 FD委員会議事概要（第3回FD委員会：平成29年7月25日）
- 別添資料5. 4 研修会参加記録
- 別添資料5. 5 法実務研究会開催一覧（平成29年度）
- 別添資料5. 6 学習院法務研究第10号目次及び第11号目次
- 別添資料5. 7 平成30年度授業計画複数教員担当科目
- 別添資料5. 8 法文書作成指導（平成28年度及び平成29年度）
- 別添資料5. 9 運営委員会議題
- 別添資料5. 10 新旧カリキュラム対照表
- 別添資料5. 11 授業評価アンケート集計結果を踏まえた改善措置等・平成29年度

2 特長及び課題等

(1) 特長

実務家教員と研究者教員が連携して、授業その他の共通の課題に取り組む体制が構築され、現実にも機能している。また、FD 委員会の開催頻度を向上させたことにより、教育内容や方法について、教員間の情報共有、新規問題発見、解決に向けた集中的な審議など、マネジメントサイクルが一層実効的に機能してきている。さらに、法務研究所の研究会において、研究報告、討論を通じて、実務家教員と研究者教員の相互研鑽が図られ、教員にとって重要なスキルアップの機会となっているほか、これを学生への教育面でも生かしている。

特に、本法科大学院が小規模であることから、教育内容・教育方法についての問題意識などを迅速に共有することが可能であり、モデル授業検討会や具体的な教育方法をテーマにした各種アンケートやFD 委員会を通じて問題点への対処も比較的容易であり、迅速になされている。

(2) 課題

教育内容と教育方法の改善に関する組織的な取り組みの体制は整備されてきたが、他方で、法科大学院志望者の急激な減少を受けて、入学者の基礎的な学力は法科大学院創設時に比べ格段と落ちており、学生の学力や状況に応じて、きめ細やかな教育内容と提供方法を模索することが一層不可欠となっている。また、教員数が少ないこともあり、法務研究所の活動なども、一部教員の加重な負担となっており、継続性を維持するためにも体制の強化を引き続き検討していく必要がある。さらに、教員間の研鑽が教育にどのような効果を与えているかを具体的に分析する方法や授業の質の向上を図る具体的な手法についても、議論を重ねていくことが今後の重点課題である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は、国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成することを目的としている。そのため、入学者選抜に際しては、法曹資質にかかわる基礎学力、すなわち論理的思考能力、論述能力、既修者については基本的法律知識等を有するかどうかを重視する。また、志望動機が堅固であるか、バランスのとれた考え方ができるか、といった人物面を考慮し、社会に貢献しようという高い志を抱いている有為な人材を選抜することを目指している。

本法科大学院は、このように明確に設定された基本的な考え方（すなわち、アドミSSION・ポリシー（入学者受入方針））を入学試験要項1頁（別添資料6.1）に記載して、公表・周知をはかっている。また、より具体的な本法科大学院の「理念と目標」については、ホームページで公表している。

前述の入学者受け入れの基本的考え方は、公平性、開放性、多様性の確保を当然の前提として構成されている。

具体的には、公平性については、基礎学力と人物評価を重視すると述べ、それ以外の事項を原則として考慮しないことを示している。筆記試験では、個人が採点者にわからないような形での採点作業を厳格に行っている。

開放性については、学習院大学出身者を優遇することではなく、法曹を目指す全ての法科大学院志願者に対して平等に門戸を開いている。

また、多様性については、大学卒業1年以上の社会人経験のある入学者の確保を入学選抜に際して考慮しており、3割程度の確保を目標とし、達成してきた。

資料1 社会人経験を有する者の入学実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入学者数	24名	19名	18名	16名	12名
うち、社会人数	9名	10名	9名	8名	5名
社会人割合	37.5%	52.6%	50%	50%	41.7%

※社会人定義：大学卒業後1年以上の社会経験を有する者

前述の入学試験要項のほか、法科大学院の教育内容や授業内容を詳細に伝える「学習院大学

法科大学院ガイド」を記した、多色刷りのパンフレットを作成し、希望者や説明会（後述）への来訪者に無償で配布している。同様の内容を法科大学院のホームページにも記載している。

法科大学院ホームページでは、より詳細かつ最新の情報を提供し、トップページにおいて最新の更新情報を「TOPICS 重要なお知らせ」として提示している。ホームページでは、設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価、進級及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、修了者の進路及び活動状況、の各事項に関する最新情報を網羅している。さらに、学習院大学のホームページ及び学習院大学法学部のホームページにおいても、本法科大学院ホームページへのリンクを作成している。

毎年8回ほど法科大学院志望者に対する説明会を行っている（別添資料6. 2）。教員から入学者選抜、カリキュラム（教育課程及び教育方法、成績評価、進級及び課程の修了）、学費及び奨学金等の学生支援制度、学生生活（図書館・自習室等の設備に関する事項を含む）、各科目の授業内容等について説明を行い、法科大学院在校生や修了生から、授業の様子、本法科大学院の特色などを話してもらい、参加者からの個別相談にも応じている。いうまでもなく、この説明会においても、設置者が学校法人学習院であること、教育上の基本組織とりわけ法学部と法科大学院との関係、教員組織、収容定員及び在籍者数に関する具体的データ、標準修業年限、修了者の進路及び活動状況について、言及し、必要に応じて配布資料の参照を求めている（別添資料6. 3）。

また、受験予定者及び入学予定者を対象に、本法科大学院で行われている授業を理解してもらう機会として、年2回、授業見学できる期間を設けている（6月及び11月）。

- | | |
|----------|-------------------------|
| 別添資料6. 1 | 平成31年度法科大学院入学試験要項 |
| 別添資料6. 2 | 法科大学院説明会開催のお知らせ（平成30年度） |
| 別添資料6. 3 | 平成29年度入試説明会及び配布資料一覧 |

基準6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6－1－2に係る状況）

本法科大学院では、入学者の適性及び能力等の評価、その他入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制が整備されている。具体的には次のとおりである。

本法科大学院では、入学者選抜にあたり、法務研究科長及び法務研究科主任の指揮・監督の下、入学試験委員2名が業務の中心となっている。入学試験委員は、大学全体の入学試験委員会に出席し、その委員会を通じて、また、必要に応じて直接、大学の入学試験を所轄する事務部門であるアドミッションセンターと連絡をとりながら業務を遂行している。なお、大学内のルールとの関係で入学試験委員の1名は企画・運営を担当し、もう1名は調査・広報を担当することとなっているが、実際には両者が協力して業務にあたっている（別添資料6．4）。

入学者選抜には多くの教員が参画している。出題科目ごとに試験問題の内容について偏りや重なりが生じないように検討し、出題レベルの適切さについて熟議している。試験問題は、出題者による校正を経て、さらに最終確認が行われ、誤りのないよう、取り扱われている。複数回入試化の結果として試験問題数が著しく増加したため、平成31年度入試より、アドミッションセンターではなく本法科大学院内の金庫で試験問題を厳重保管し、施錠された空間にて、随時校正及び確認ができるようにし、運用の改善を図ることとした。

入学試験当日も、法科大学院研究科長及びアドミッションセンター職員を中心に、大学学部的一般入学試験に準ずる厳密な体制を整えて、入学者選抜を行っている（別添資料6．5）。

採点については、施錠された特定の部屋での採点作業を義務づけている。合否判定は、研究科長・主任及び入学試験委員の作成した資料及び原案をもとに、教授会構成員全教員の参加する合否判定会議において行っている。

なお、入学試験の出題・校正・採点については、毎年教授会で申し合わせの内容を確認したうえで、実施している（別添資料6．6）。

別添資料6．4 学習院大学入学試験委員会規程

別添資料6．5 入学試験実施要領（平成30年度A日程入試）抜粋

別添資料6．6 入学試験の出題・校正・採点についての申し合わせ

基準6－1－3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準6－1－3に係る状況）

以下のような対応によって、入学者選抜における公平性及び開放性を確保している。

まずは、学習院大学出身者のみを優遇するような措置は行っていない。具体的には、学習院大学出身者のみを対象とした特別の入試などは行っていない。さらに、採点の面においても、筆記試験では、受験生の氏名を答案用紙には記載させないようにしているだけでなく、受験番号もマスキングするなど、受験生の特定ができないように配慮している。書類審査においては、出身校を記載させてはいるが、採点基準を公平なものにすることにより、学習院出身者を優遇できないようになっている。

第二に、本法科大学院においては、入学前に寄附等の募集は行っていない。入学後に寄附の依頼を行うことはあるが、寄附は入学の前提とはなっていない。

第三に、本法科大学院では、身体機能に障害のある者も等しく応募の機会を得ることができ、平等に入学審査に対応し得るようにするため、障害の種類や程度に応じて個別的に必要な措置（車椅子に対応した座席等の適切な座席の指定、拡大鏡の使用の承認、受験時間の延長等）をとってきており、その必要性のある応募者に事前申請を行う機会を与え、そのための手続きを定めている（別添資料6. 1 4「出願資格」で、受験に際して特別の配慮を必要とする受験者に対しては、出願に際して本学に事前の問い合わせをすることを注意書きで示している）。こうした措置については、入学試験委員会で審議の対象とされるほか、アドミッションセンターが必要な連絡及び器具の手配等を行っている。

【解釈指針6－1－3－1】

別添資料0. 6 様式2－1：学生数の状況

別添資料6. 1 平成31年度法科大学院入学試験要項

基準6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準6－1－4に係る状況）

本法科大学院では、様々なバックグラウンドを持つ学生に広く門戸を開くため、合計で5つの入試区分を用意している。大きな区分としては、修業年限を3年以上とする法学未修者のコースと修業年限を2年以上とする法学既修者のコースである。さらに既修者試験を、特に学力を優れた者を対象とする特待コース、一般コース、早期卒業・飛び入学を対象とするジャンプアップコースの三つに分け、未修者コースを一般コースとジャンプアップコースの二つに分けている。いずれのコースを志望するかは、出願に際して志願者自身が選択することとしており、既修者コースと未修者コースを併願することも認めている。

本法科大学院では、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力を適確かつ客観的に評価するため、ジャンプアップコース以外のコースについては、書類審査と筆記試験という2段階の審査を、ジャンプアップコースについては書類審査、筆記試験に加えて面接試験という3段階の審査をそれぞれ行っている。

書類審査においては、志願者の入学志願票及び志望理由書を中心とし、大学の学業成績、志願者の社会的活動（公的資格の有無等）を加味して総合的に判断している。これらの審査により、志望の動機、責任感、バランス感覚の有無、円満な人格か否かといった人格の面を判断している。

平成30年度入試までは法科大学院全国統一適性試験の成績を書類審査の要素としていたが、平成30年度より適性試験が実施されないことに伴い、平成31年度入試からは適性試験の成績を審査対象から除外することとした。もとより、適性試験で測定されていた判断力、分析力及び表現力等は、法科大学院における履修の前提として必要な能力である。これらの能力は筆記試験でもある程度測定可能であるが、合否判定をより慎重に行うという観点から、本法科大学院では、平成31年度入試より、書類審査において出願者に執筆を要求する項目の数と分量を拡充するとともに、それらを客観的に評価することができるように、各項目に書くべきことを出願者に明示している。また、書類審査の評価に関しては、採点者の間であらかじめ基準を共有するとともに、複数教員が採点を行うことにしている。

法学未修者コース志願者に対しては筆記試験として小論文試験を課している。これは、法律学を勉強する上で不可欠の論旨を把握する能力や論述能力を見ることを狙いとしている。もっとも、この小論文試験では、受験生の有する法律学の知識は問うておらず、受験生の有する多様な知識や経験が活かせるように配慮して出題している。具体的には、法律学以外の分野に関わる文章を素材に、法律学の知識を用いずに小論文を作成できるように出題しており、採点に際しても、法律学の知識を有する者を法律学以外の多様なバックグラウンドを有する者よりも有利に扱うことにならないよう、細心の注意をもって行っている。さらに、法学既修者コースとの併願をしている法学未修者について、法学既修者コースのための筆記試験（後述）の結果を勘案することも行っていない。

法学既修者コース志願者に対しては、法科大学院での高度の法学専門教育を受けるため

に必要な基礎的学力を有するか否かをみることにしている。従来、憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法及び民事訴訟法を試験科目としていたが、平成 27 年度のカリキュラム改革に伴い、行政法及び商法を除く 5 科目が試験科目となっている。この筆記試験は、本法科大学院への入学を許可すべき者を選抜するために実施するものであるとともに、本法科大学院のカリキュラムの 1 年次の 24 単位を免除するに足る能力を有しているかどうかという資格試験の要素をも有しているので、その観点からも筆記試験の審査、判定が行われる。

従前より、各科目の総合点で合否判定を行うことを基本としつつも、入試要項には、「筆記試験において一科目について極端に低い評価となった場合」不合格となる旨を明示してきた。しかし、「極端に低い評価」の基準が内部的に明確化されていなかったため、「入学者の中に、特定の科目の基礎知識に著しく欠ける者が存在する」との指摘が教授会構成員よりなされた。この指摘をきっかけとして、平成 30 年度入試から、各科目に合格最低点を設定し、ある科目で一定の点数以下の場合には、総合点がいかにも高くても不合格としている。

また、早期卒業・飛び入学を対象とするジャンプアップコースにおいては、筆記試験として未修者コースの受験生には小論文試験を、既修者コースの受験生には法律基本科目についての試験を課すほか、面接も行っており、適性及び能力を注意深く判断している。

本法科大学院では、以上に述べたような慎重な審査手続きにより、入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていると考えられる。

【解釈指針 6－1－4－1】 【解釈指針 6－1－4－2】

【解釈指針 6－1－4－3】

別添資料 6. 1 平成 31 年度法科大学院入学試験要項

基準 6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6－1－5に係る状況)

本法科大学院における入学者選抜においては、志願者に対して、入学志願票及び志望理由書を作成し、これらを出願書類として提出することを要求しており、これらの書類から知り得た志願者の大学在学中における学業成績の他、勉学以外のサークル活動やアルバイト、その他の社会的活動の実績、学識及び種々の過去の経験などを書類審査において考慮している。

さらに出願に際しては語学能力に関する証明や各種公的資格等の証明書を任意に提出することを認めており、これらにより志願者の有する多様な知識や社会的経験（公的資格の有無等）の有無を判断し、入学者受入の判定に加味してきている。過去の入学者選抜においては、公認会計士の資格を有する志願者及び司法書士の資格を有する志願者につき、そのような公的資格を有することを積極的に評価している。その他、実務等の経験を有する者（大学卒業後、1年以上一定の社会経験を有する者）に関しては、その職業上の経験または専門職に就いていた者の知見やその職業上の活動等の内容を上記の書類を通じて知ることにより、入学者選抜に反映させることとしている。

以上のように、書類審査によって把握された志願者の有する勉学以外の面についても、これを筆記試験等の結果に加味して総合的に可否を判定してきており、受験者の有する多様な知識や経験の有無を受け入れるべき入学者の判断に反映させてきている。

なお本法科大学院では、全募集定員のうち 20%を上記の法学未修者コースの募集定員に割り当てており、法学未修者が入学者の一定割合を占めることについて配慮している。もっとも法学未修者コースの応募資格を「法学を履修する課程以外の課程を履修した者」に限定していない以上、同コースにおける入学者が全て法学以外の課程を履修した者にはならないが、上記で示したような法学未修者コースの入学者選抜における種々の配慮により、同コースの入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者が一定の割合を占めることを期待できる状況にあると考えられる。また既修者コースにおいても、書類審査に際しては、上記のような実務等の経験や社会的経験に対する考慮がなされており、その結果として、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者が法学既修者コースの入学者の一部を占めてきている。以上のような入学者選抜における努力により、本法科大学院における全入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 26 年度以降 30%を超えている。

【解釈指針 6－1－5－1】

別添資料 0. 6 様式 2－1：学生数の状況

別添資料 6. 1 平成 31 年度法科大学院入学試験要項

6－2 収容定員及び在籍者数等

基準6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

（基準6－2－1に係る状況）

開設当初より、入学者選抜試験の合格者数に関しては、本法科大学院においては、過去数年の実際の手続率、本法科大学院の志願者の他の法科大学院との併願状況及び他の法科大学院の入試日程等を勘案して当該年度の手続率を想定し、入学者が収容定員を大幅に上回る状態が生ずることを避けるために、手続率の予想を慎重に行ってきた。入学者全体としては、収容定員を上回る事態は従来においては生じていないし、受験者の減少が顕著であるなか、これからも上記のような慎重な運用を行うことにより、入学者が収容定員を上回る事態の発生は回避しうられると思われる。また、休学者及び原級留置者を含めても、収容定員（入学定員の3倍の数）を上回る事態は発生していない。

【解釈指針6－2－1－1】

別添資料0. 6 様式2－1：学生数の状況

基準6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

（基準6－2－2に係る状況）

入学者選抜試験における合格者数の判定については、法曹志望者が全国的に減少する中でも、優秀な資質をもつ入学者を確保するという観点から、実質的な競争倍率を維持する努力を続けた結果、入学手続者の数が入学定員を下回る事態が続いている。入学定員充足率については、様式2－1（別添資料0．6）のとおり、平成26年度に48％となり50％を割り込んだが、平成27年度から29年度は50％を上回っている。平成30年度については、競争倍率2倍を維持した結果、入学定員の50％を下回った。ただ、いずれの年も10名を上回っている。

【解釈指針6－2－2－1】 【解釈指針6－2－2－2】

【解釈指針6－2－2－3】

別添資料0．6 様式2－1：学生数の状況

基準6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準6－2－3に係る状況）

本法科大学院の入学者選抜における競争倍率については、様式2（別添資料0.6）で示したとおりである。評価実施年度（平成30年度）の入学者選抜における競争倍率は2.09倍であり、解釈指針6－2－3－2における定義に依拠するならば、十分な競争倍率を維持している。

本法科大学院の在籍者数は、様式2に示したとおり、入学定員を下回る状態が続いている。入学者数と競争倍率の関係はトレードオフであり、本法科大学院においても、入学者数を確保するため、過去に2回ほど競争倍率2倍を割り込んだことがある。しかし、ここ2年間は優秀な入学者を確保するという観点から、2倍の競争率を確保することを優先したため、受験生の法科大学院離れも影響し、定員を下回っているのが現状である。

このような状況を打開するため、本法科大学院は、平成22年度に定員を65名から50名に削減したが、平成26年度の新入生が定員の50%を割り込んだため、さらに平成27年度には定員を30名へと削減してきた。平成30年度の新入生も定員の50%を割り込んでいるが、これ以上の定員削減は、教育効果という観点から難しいと判断している。というのも、ここ3年間は定員を割り込み、定員削減を行った場合のシミュレーションを実施している状況であるが、学生数が少ないため学生相互の切磋琢磨する機会が減少するなど、少人数であることのメリットよりもデメリットが大きいというのが教員の共通認識となっているからである。

ただし、在籍者数が入学定員を下回っていることが望ましいことではないという点は認識している。入学者を確保するため、複数回入試を取り入れており、平成30年度入試においては7回入試を実施した（別添資料6.8）。また、入試説明会の複数回開催（平成29年度は8回実施）、志願者及び入学予定者を対象とする授業見学の実施（別添資料6.3）、施設見学の常時受付など、本法科大学院を知ってもらう機会を多く設け、ホームページにて情報発信している。また、志願者確保を目的とした授業料減免制度の弾力的運用など入試改革を進めている。さらに、中長期的視野に立ち、法曹の志望者を増やすために、本学法学部との共同取組（授業科目としての「法曹へのステップアップ講座」を開設、「法曹倫理」「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」の法学部学生への開放）など、大学1、2年生を対象とした企画、さらには、高校生を対象とした企画などを展開しているところである。

平成30年度入試より導入した、早期卒業・飛び入学を対象とする「ジャンプアップ入試」については、学部入学から最短で5年間で司法試験受験資格が得られることとなるため、本学法学部及び他大学法学部との連携も含めて、さらなる入学者選抜の改善に努力している。

【解釈指針6－2－3－1】 【解釈指針6－2－3－2】

別添資料0.6 様式2－1：学生数の状況

別添資料6.3 平成29年度入試説明会及び配布資料一覧

別添資料6.8 平成30年度法科大学院入学試験要項抜粋

2 特長及び課題等

(1) 特長

1. 入学者選抜は、選抜方法として2段階または3段階に分けて行っており、可否判定まで慎重かつ丁寧に審査を行ってきている点が挙げられる。
2. 筆記試験では、憲法・民法・刑法、民事訴訟法・刑事訴訟法の5科目について試験を行い、丁寧な出題・採点を心がけている。未修者の小論文試験でも、比較的長めの文章作成を課しており、時間をかけて、慎重かつ丁寧な審査を行っている。
3. 入学後の教育効果を考え、入学定員を適正な規模に設定し、優秀な入学者の確保のために入試倍率を2倍に止めるよう厳正に入学試験を行ってきている。
4. 多様なバックグラウンドを持つ入学者を確保するため、入試区分を複数に分けている。その結果として、法科大学院の入学者のうち、一定割合が社会人経験等を有する者で占められている。

(2) 課題

1. 従来の入学者選抜において、入学者数が入学定員を下回る状況にあり、受入数が所定の定員と乖離する状況が生じている。この点について複数回入試を行うなど努力を重ねているところである。法曹志望者が全国的に減少する中、今のところ十分な効果を得られていないが、引き続き努力を重ねていく。もっとも、本法科大学院では、単純に司法試験合格者数を増やすための受験対策という措置に安易に頼るのではなく、本法科大学院の教育内容の充実を図ることにより司法試験合格者が増加すると同時に本法科大学院に対する社会的評価が高まり、志望者にとってより魅力的になることによって入学者数の減少を食い止めることを目指し、努力を重ねている。
2. 入学者数が入学定員を下回る結果として、クラスサイズがどの科目も小さくなっている。教員の目が届きやすくきめ細やかな指導が容易になる一方で、学生間での横の関係を通じた切磋琢磨の機会が減少しているとの指摘もなされている。少人数教育の良さを維持しつつ、競争的な環境の提供やインセンティブ作りなどを通して修学環境をより良いものとするよう努める必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 入学者に対する履修ガイダンス

入学者（法学未修者及び法学既修者）に対して、授業開始に先立って履修ガイダンスを行っている。平成30年度入学者に対しては、平成30年4月2日（月）に実施した（別添資料7.1）。

履修ガイダンスにおいて、教育課程の説明、履修において留意すべき点（履修登録の方法、履修登録をすることができる単位数の上限など）の説明、成績評価の方法・進級の要件の説明を行っている。また、奨学金制度や自習室の利用の仕方についての説明も行っている。

【解釈指針7-1-1-1】

2. 学生の学習支援の体制

以下のようなものが整備されている。なお、自習室については、基準10-1-1にて明記する。

(1) 入学手続完了者に対して、入学後に用いるテキストで使用が決定しているものを案内するほか、講義担当者が必要と考える予習内容を文書で明示して、入学前における学習が成果のあるものとなるよう指導している（別添資料7.2）。

(2) 平成26年入学者から、入学前の「ヘッドスタートプログラム」を実施している。平成30年度入学者に対しては、平成29年10月7日（土）、12月16日（土）、平成30年3月17日（土）に行った。同プログラムにおいては、法科大学院の専任教員が、その担当する科目について入学後の勉強の仕方等を解説し、本法科大学院における学習の在り方を入学前から理解できるように指導している（別添資料7.3）。

(3) 学生の法情報調査能力を涵養するため、「データベースガイダンス」を実施し、図書館の利用法及び自習室からデータベースを利用して判例・文献を調べる方法について、解説している。平成30年度は、4月2日（月）に実施した（別添資料2.3）。

(4) 法学未修者が1年次に配当される法律基本科目を適切に学修できるように、「法学入門

演習」及び「法学入門講義」の担当者が、個々の学生に対して予習のしかた、文献の調べ方等について指導するなど、適宜、個別の履修指導を行っている（別添資料0．1）。

【解釈指針7－1－1－2】

3．オフィスアワーの設定とその活用

すべての教員（法科大学院専任教員及び法学部所属の兼任教員）がオフィスアワーを設定し、日時、場所及び面談の予約方法を掲示などで学生に周知している（別添資料3．6）。また、それ以外の時間帯についても、可能であれば質問等に応じている。

【解釈指針7－1－1－3】

4．担任制

1年生については「法学入門演習」の担当者が、2・3年生については「法文書作成指導」の担当者がそれぞれ担任として学生の相談窓口となっている。さらに、4名程度の法務研修生及び法務研究生に対して、1名の教員が担任として指定されており、様々な相談に応じている。

5．チューターによる学習支援体制

現在弁護士となっている修了生が、チューターとして正課外に学生の学習支援を行っている。チューターが実施している学習支援プログラムの名称は「法実務講座」である。平成29年度までは法務研究所にて実施していたが、正課の授業との連携を視野に収めて運用する必要があることから、平成30年度より法務研究科が主体となり実施することとなった。

（1）説明会の実施

毎年4月に、在学生、法務研修生及び法務研究生を対象とした専任教員及びチューターによる説明会を開催し、学習支援プログラムの内容（（2）参照）を説明するほか、チューターからは司法試験に合格するためにどのような学習が必要か、日常生活においてどのようなことを心掛けるべきか、といったことについて、合格体験に基づく助言を行っている（別添資料7．4）。

（2）学習支援プログラムの内容

内容は年により異なるが、大まかなものは、①司法試験の過去問を素材として、文章の書き方の指導を行う法文書作成講義、②学生から要望のあった科目について行う科目別ゼミ、及び③判例・文献の読み方、勉強会の進め方などを指導する学年別学習支援ゼミの3種類である。①から③までのいずれにおいても、答案作成の技術の指導や司法試験対策に傾斜することなく、文章の作成能力、問題発見能力、論理的な思考力を高めるための指導が行われている。

各講座の終了後に、担当者から開催日・出席状況、講座の内容、実施した感想、反省点・改善点等についての報告書が提出され、次年度以降の参考資料としている（別添資料7．5）。

また、年2回（講座開始前と前期終了後）、担当者と法務研究科教員が参加する意見交換会を開催し、担当者間の情報交換のほか、授業との連携についての協議を行っている（別添資料7．6）。

【解釈指針7－1－1－4】 【解釈指針7－1－1－5】

- | | |
|----------|---|
| 別紙資料0. 1 | シラバス「法学入門演習」「法学入門講義」
(平成30年度法科大学院シラバス所収) |
| 別添資料2. 3 | 平成30年度「データベースガイダンス」資料 |
| 別添資料3. 6 | オフィスアワー一覧 |
| 別添資料7. 1 | 平成30年度新入生ガイダンス概要 |
| 別添資料7. 2 | 平成30年度入学者 予習・参考文献リスト |
| 別添資料7. 3 | 平成30年度入学者対象「ヘッドスタートプログラム」配布資料 |
| 別添資料7. 4 | 法実務講座説明会配布資料(平成30年4月5日開催) |
| 別添資料7. 5 | 平成29年度法実務講座実施内容(担当者一覧・報告書抜粋) |
| 別添資料7. 6 | 法実務講座意見交換会配布資料(式次第) |

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

1. 経済的支援

授業料減免及び奨学金の種類は下記のとおりである。(別添資料 7. 7 及び 7. 8)

(1) 学習院大学専門職大学院学生納付金等減免制度 (別添資料 7. 9)

① 入学試験成績による授業料減免 (1 年間または 2 年間の授業料減免)

② 学内成績による授業料減免

・ 2 年次の授業料減免 (未修者コースのみ)

前年度の学内成績で一定の水準※に達している者 3 名について、2 年次授業料減免 (上位者 1 名につき全額免除、次の 2 名につき半額免除)

・ 3 年次の授業料減免

前年度の学内成績で一定の水準※に達している者 15 名について、3 年次の授業料減免 (上位者 5 名につき全額免除、次の 10 名につき半額免除)

※全額免除の水準 : GPA3.00 以上、半額免除の水準 : GPA2.50 以上

(2) 学修支援金 (別添資料 7. 10)

入学試験成績の優秀な既修者コース入学生及び未修者コース入学生に対して 60 万円を上限に支給する。ただし、原則として、授業料免除対象者及び桜友会による助成者は除く。

(3) 学習院桜友会助成金による授業料の全額免除

初年度納付金のうち、授業料相当額を学習院同窓生組織である学習院桜友会が助成することにより、初年度の授業相当額を全額免除とする。学習院大学卒業生、学習院女子大学卒業生、学習院大学大学院修了生または学習院女子大学大学院修了生で、入学試験で特に優秀な成績を修めた者を対象者とし、法学既修者コースと法学未修者コースを合わせて 4 名までとする。

(4) 学習院大学教育ローン金利助成奨学金 (給付)

対象者・給付額 : 「教育ローン」を扱っている金融機関より教育ローンを借用した場合、当該年度に支払った金利のうち、借用年度の在籍料、授業料及び施設設備費に相当する借入累計金額の金利分を給付する。1 年間の上限を 5 万円とする。

(5) 日本学生支援機構奨学金 (貸与)

貸与金額

第一種奨学金 (無利子) 月額 5 万円、8 万 8 千円の選択制

第二種奨学金（有利子） 月額5万円、8万円、10万円、13万円、15万円の選択制
（15万円を選択した場合のみ追加で4万円、7万円の増額貸与あり）

2. 授業料減免及び奨学金制度の学生への周知

学習院大学専門職大学院学生給付金等減免制度については、ウェブサイトへの掲載のほか、入試要項や入試説明会を通じて周知を図っている。

その他の各種奨学金制度についても、毎年、入学者を対象として行われる説明会において、各種奨学金の内容及び応募の時期・方法等についての説明を行っている。

日本学生支援機構奨学金については、すでに知られるところとなっており、それ以外の奨学金制度についても、広報誌に概要を記載するなどして周知を図っている。また、入学後のオリエンテーションにおいても、内容を説明している。

【解釈指針7-2-1-1】

3. 健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のための体制の整備（別添資料7.11）

（1）健康相談のための体制の整備に関しては、保健センターの活動が挙げられる。平日は8時40分から16時45分まで、土曜日は8時40分から12時30分まで開いており、定期健康診断、健康診断証明書の発行、健康相談、救急処置を行っている。スタッフは、学校医のほか、学校精神科医、学校薬剤師、看護師であり、学生の体調不良、メンタルヘルス、専門医療機関の紹介等を行っている。

（2）学生の進路や対人関係等の悩みに対応する施設としては、学生相談室が置かれている。専任のカウンセラー3名及び非常勤のカウンセラー2名が学生生活を送るうえでの相談に応じている。カウンセリングのほか、学生の希望に応じて心理テストを行っているが、これらはいずれも無料である。

このほか、「法学入門演習」及び「法文書作成指導」の担当教員が、学生の担任として個別に応じることとなっている。

（3）各種ハラスメントの相談に関しては、ハラスメント相談窓口が設置されている。相談は、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等各種のハラスメントにわたっている。各学部及び法科大学院から専任教員各2名、学生センター職員1名の計13名が相談員となっており、「学生に対するハラスメントの防止等に関する学習院大学の基本方針」に従って、プライバシー保護に努めながら、学生の相談に迅速かつ適切に対応している。「同基本方針」が禁止するハラスメントに該当する言動は、学則による懲戒の対象となるため、そうした言動が疑われる場合には、相談員からの報告に基づいて学長が人権問題委員会（別添資料7.12）に調査の必要性を諮問し、同委員会が調査の必要性があると判断したものについては、人権侵害調査委員会（別添資料7.13）による調査が行われる。調査結果は、人権問題委員会に文書で報告され、人権問題委員会は処置などについての委員会の見解をまとめた意見書を学長に提出する。その後の加害者に対する処分は、学則に従って行われる。

【解釈指針7-2-1-2】

別添資料7. 7 平成30年度(2018年度)奨学金採用実績

別添資料7. 8 「奨学金の手引2018年度版」

別添資料7. 9 学習院大学専門職大学院(法科大学院)学生納付金等減免規程

別添資料7. 10 学習院大学専門職大学院(法科大学院)学修支援金支給要綱

別添資料7. 11 「学生生活の手引2018」

(P. 6 ハラスメントについて、P. 18 健康、P. 23 学生相談)

別添資料7. 12 学習院大学人権問題委員会規程

別添資料7. 13 学習院大学人権侵害調査委員会規程

ウェブサイト

- ・保健センター

<http://www.gakushuin.ac.jp/ad/person/health/campus/annai.html>

- ・学生相談室

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/sco/>

- ・人権問題への取り組み

(学生に対するハラスメントの防止等に関する学習院大学の基本方針)

<http://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/effort/humanrightsissue.html>

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

(1) 身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設・設備の整備充足

障害者の利用を考慮し、エレベーター、スロープ、多機能トイレ及び自動ドアを設置しており、G-Port で設置状況を周知している。また、南1号館1階には、男女1室ずつ計2室の障害学生用控室を設置し、休憩場所、自習室として利用できるようにしている（別添資料7.14）。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置（別添資料7.11及び7.15）

本法科大学院の学生に関しては、これまで、特別な修学上の支援を必要とする例がなかった。しかし今後は、視覚障害、聴覚障害などのある学生が入学してくる可能性もある。その場合には、授業において特別な措置を講ずることを予定している。たとえば、点字の教材を用意する、手話のできる補助者をつける、ノートテイクの要員等の支援スタッフの確保といった対応を検討し、具体的にどの程度の障害者の受け入れが可能かなどを探っている。

全学としては、障害を抱える学生が学生生活を不便なく過ごせるよう、該当学生の登録制度を設けている（別添資料7.16及び7.17）。学生センター学生課の担当職員が登録学生と定期的に面談を行い、学生センター部長を議長とする「障害学生支援連絡会」（別添資料7.18）にて、毎年度、関係部署間で情報共有を行い、学年進行に伴う支援策を協議のうえ、必要な措置を講じている。また、学習院奨学金による「学習院身体障害者支援給付援助金」（別添資料7.19）を設け、本人からの申請により、一人あたり年間50万円を上限として支給する制度を運用している。授業や実験で必要となる補助器具や支援スタッフのアルバイト代等について、この援助金を利用することが可能である。

別添資料7.11 「学生生活の手引2018」（P.24 障害学生支援）

別添資料7.14 校舎案内 抜粋

別添資料7.15 学習院大学における障害のある者への入学者選抜時及び在籍中の支援に関する規程

別紙資料7.16 障害学生支援「登録申請書」について

別紙資料7.17 障害学生支援のための「登録申請書」

別添資料7.18 学習院大学障害学生支援連絡会規程

別添資料7.19 学習院身体障害者支援給付援助金細則

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

法科大学院の学生は、法曹（裁判官、検察官、弁護士）となる資格を取得し、将来は実務に携わることを目的として入学している。しかし、必修科目の単位を取得することができず、進級できない学生は、法曹を目指して勉学を続けるか、他の方向に転換するかを選択を必要とする場合もある。そうした学生が利用できる相談窓口として、就職関係の情報収集などを行っているキャリアセンターがあり、新入生には入学時の新入生ガイダンスで周知している。また、法務研修生及び法務研究生については担任制をとり、様々な相談に応じている。その中には就職の相談も含まれている。

このほか、法科大学院の学生を対象とした一般企業や公務員の採用案内（要項）を法務研究科事務室から学生に G-Port 等で適宜案内している。

平成 28 年 5 月より「司法試験受験後の過ごし方講座」（別添資料 7. 20）を開催している。司法試験受験者を対象とし、司法試験終了後にすべきこと、司法修習や就職活動の準備などについて、修了法曹より指導を受けている。また、平成 28 年 8 月には、司法試験受験者及び在学生を対象とした就職セミナーを開催し、一般企業等に就職した修了生（法曹以外）とキャリアセンター職員を講師に招き、法曹以外のキャリアパスに関する情報を提供する講座を開いた（別添資料 7. 21）。これらの講座については、法務研修生及び法務研究生のニーズに応えられるよう、今後の開催時期及び形態を検討する必要がある。

平成 29 年 4 月には、新入生ガイダンス期間に、株式会社ジュリスティックス（ジュリナビ運営事務局）担当者を招き、在学生、新入生、法務研修生及び法務研究生を対象として、「法律家・法務人材を目指す人の為のキャリアデザイン」と題したキャリアガイダンスを実施した。今後も隔年で定期的の実施する予定である。

別添資料 7. 20 司法試験受験後の過ごし方講座資料

別添資料 7. 21 就職セミナー（平成 28 年 8 月開催）資料

2 特長及び課題等

(1) 特長

1. 平成 25 年秋から入学予定者を対象とする「ヘッドスタートプログラム」を実施し、入学後の学習が円滑に行われるように指導している。
2. 4 名から 5 名の在学学生、法務研修生及び法務研究生に対して 1 名の担任を指定することにより、個々の学生の要望や必要性に応じて学習支援・生活支援に関する相談に応じている。
3. 修了生法曹による「法実務講座」は、個々の学生の学力及び要望に応じてクラスを編成し個別に指導するものであり、学生の知識と理解を高めることに役立っている。さらに、修了生法曹から法律家としての心構えや実務で問題になっているテーマについての話を聴くことで、学生は法曹を目指すモチベーションを高めることができる。
4. 法曹を目指す学生が経済的な理由から本学法科大学院への入学を断念することのないように、入学時の授業料減免制度を充実させている。また、入学後も成績優秀者に対する授業料減免制度が設けられている。

(2) 課題

1. 法科大学院入試の受験者が全体として減っていることに対応して本学法科大学院の入学者の人数も減っており、その対策として、入学時の授業減免制度の充実を図っているが、それでも、入学手続完了者が 3 月末までに入学辞退を申し出ることが少なくない。入学手続完了者を対象としたヘッドスタートプログラムの一層の充実を図るなどの工夫が必要であるように思われる。
2. 修了生法曹による「法実務講座」は、年々充実しており受講した学生の評価も高いが、正規の授業の予習・復習が負担になっているなどの理由から受講するにいたらない学生にも存在するため、講座によっては受講者の人数が少ないこともある。学生に「法実務講座」を受講させるため、4 月に専任教員と講師陣が説明会を開き、一定の成果を挙げているが、法実務講座の全体像、コンセプトなどを周知するとともに、学生のニーズを反映した講座のラインアップとするため模索を行っているところであり、さらなる工夫が必要である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

本法科大学院は、専門職大学院法務研究科法務専攻として、既存の大学院法学研究科からは独立した組織として設置されている。平成30年度においては、学生の収容定員90名に対して、専属専任教員として、研究者教員10名、実務家教員4名、合計14名を置いている。

これに加えて、兼任教員19名、兼任教員6名（非常勤講師2名、特別招聘教授（非常勤講師）4名）が、本法科大学院における授業を担当している。

以上から、本法科大学院には教育上必要な教員が置かれているといえることができる。

なお、専属専任教員の専門分野及び業績については、別途ホームページに公表しているとおりである。

別添資料0. 8 様式3：教員一覧、教員分類別内訳

基準8－1－2：重点基準

基準8－1－1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8－1－2に係る状況)

本法科大学院の専属専任教員は、いずれも専攻分野について教育上・研究上の業績を有する者である。各教員の専門分野及び業績その他の活動内容については、別途ホームページに公表しているとおりである。

【解釈指針8－1－2－1】

別添資料0. 8 様式3：教員一覧、教員分類別内訳

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3に係る状況）

教員の採用及び昇任については、学習院大学法科大学院教員選任規程（別添資料 8． 1）及び教員の採用及び昇格の手続に関する内規（別添資料 8． 2）により、慎重な手続を経た上で法科大学院教授会において決定を行っている。教授会の決定に先立ち、法科大学院教授会の構成員の中から主査 1 名、副査 1 名の審査委員を選出し、採用候補者である教員の教育上の指導能力等を詳細に事前審査し、教授会に審査結果を報告するという仕組みを採用している。

別添資料 8． 1 学習院大学法科大学院教員選任規程

別添資料 8． 2 教員の採用及び昇格の手続に関する内規

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院は1学年の学生定員が30名であるために、上記基準により必要とされる専属専任教員数は12人であるところ、平成30年度には14人の専属専任教員が置かれている。また、本法科大学院の専属専任教員は全員が教授である。

【解釈指針8-2-1-1】 【解釈指針8-2-1-2】

【解釈基準8-2-1-3】

別添資料0.8 様式3：教員一覧、教員分類別内訳

別添資料0.9 様式4：科目別専任教員数一覧

基準8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8－2－2に係る状況）

平成30年度においては、法律基本科目のうち、憲法（野坂、青井）、行政法（大橋）、民法（原）、商法（神田）、民事訴訟法（長谷部）、刑法（林）、刑事訴訟法（安村）には、それぞれ括弧内に記した者が、当該科目を適切に指導できる専属専任教員として置かれている。

本法科大学院は入学定員100人に満たない規模ではあるが、上記のとおり、憲法については複数の専属専任教員が置かれている。

【解釈指針8－2－2－1】

別添資料0. 8 様式3：教員一覧、教員分類別内訳

別添資料0. 9 様式4：科目別専任教員数一覧

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

基準 8-2-2 で挙げた基本法律科目を担当する教員のほか、研究者教員として1名(若松)が基礎法学・隣接科目を、1名(神前)が展開・先端科目を担当しており、その他の実務家教員5名を加え、少人数ではあるが、専任教員の科目別配置はバランスの取れたものであるといえることができる。

なお、専任教員の年齢構成は、平成30年5月1日現在、専任教員14名について、60歳代7名、50歳代3名、40歳代3名、30歳代1名であり、専任教員の年齢構成においても、著しい偏りではなく、適正なバランスがとれていると考えている。

本法科大学院においては、法曹としての資質と能力を備えるべく、書く力の養成に重点を置いたオーソドックスな内容の教育を最も重要なものと考えているが、これに加えて特にビジネス・ロー分野の教育にも力を入れている。そのような観点から、各必修科目のほか、「憲法判例研究」、「行政法判例研究」、「企業法務1・2」、「民事法総合演習1～4」、「刑事訴訟法演習」、「刑事法応用演習1・2」、「債権保全・回収実務」、「債権法改正」を主要科目と理解している。それらの科目の多くに専任教員が置かれている。

必修科目については、実質的に担当している単位部分を計算すると、平成30年度において42科目54クラス中38クラス、率にして70.3%を専任教員が担当している。平成30年度は、長期研修中の行政法担当教員分及び平成30年3月で退職した民法担当教員分を兼任教員が補っているが、おおむね7割以上の科目を専任教員が担当しているといえることができる。

【解釈指針 8-2-3-1】

資料1 必修科目における専任教員の授業担当(平成30年度)

科目名	単位数	専任担当	担当者	備考
憲法入門1	02	○	青井 未帆	
憲法入門2	02	○	青井 未帆	
憲法1	02	○	野坂 泰司	
憲法2	02	○	野坂 泰司	
行政法1	02	-	-	
行政法2	02	-	-	
民法入門1	02	-	-	
民法入門2	02	○	原 恵美	
民法入門3	02	-	-	
民法事例・判例研究1	02	-	-	

民法事例・判例研究 2	02	○	荒木 新五	
応用民法 1	02	-	-	
応用民法 2	02	-	-	
応用民法 3	02	-	-	
応用民法 4	02	○	原 恵美	
家族法	02	-	-	
民法演習 1	02	-	-	
会社法 1	02	-	-	
会社法 2	02	-	-	
会社法 3	02	○	神田 秀樹	
民事訴訟法入門 1	02	○	大竹 たかし	
民事訴訟法入門 2	02	○	大竹 たかし	
民事訴訟法	02	○	長谷部 由起子	
民事訴訟法演習 1	02	○	大竹 たかし	
刑法入門 1	02	-	-	
刑法入門 2	02	-	-	
刑法 1	02	○	林 幹人	
刑法 2	02	○	林 幹人	
刑事訴訟法入門 1	02	○	安村 勉	
刑事訴訟法入門 2	02	○	安村 勉	
刑事訴訟法 1	02	○	安村 勉	
刑事訴訟法 2	02	○	安村 勉	
法学入門演習	01	○	安村 勉	
法学入門講義	02	○	若松 良樹	
法文書作成指導 1	01	○	長谷部 由起子	4 クラス 開講
法文書作成指導 1	01	○	野坂 泰司	
法文書作成指導 1	01	○	安村 勉	
法文書作成指導 1	01	○	大竹 たかし	
法文書作成指導 2	01	○	神田 秀樹	4 クラス 開講
法文書作成指導 2	01	○	野坂 泰司	
法文書作成指導 2	01	-	-	
法文書作成指導 2	01	○	大竹 たかし	
法文書作成指導 3	01	○	荒木 新五	4 クラス 開講
法文書作成指導 3	01	○	安村 勉	
法文書作成指導 3	01	○	高橋 理恵	
法文書作成指導 3	01	○	神田 秀樹	
法文書作成指導 4	01	○	荒木 新五	4 クラス 開講
法文書作成指導 4	01	-	-	

法文書作成指導 4	01	○	高橋 理恵	
法文書作成指導 4	01	○	林 幹人	
民事訴訟実務	02	○	大竹・松村	
刑事模擬裁判	02	○	高橋 理恵	代表者
刑事実務	02	○	高橋 理恵	代表者
法曹倫理	02	○	高橋 理恵	

○：法科大学院専任教員が担当／－：法科大学院専任教員が非担当

資料2 必修科目における専任教員の授業担当割合（平成28年度～30年度）

	必修科目数	全クラス数	専任教員担当 クラス数	割合
平成28年度	42	62	44	71.0%
平成29年度	42	60	43	71.7%
平成30年度	42	54	38	70.3%

別添資料0. 5 様式1：開設授業科目一覧

別添資料0. 8 様式3：教員一覧、教員分類別内訳

別添資料0. 9 様式4：科目別専任教員数一覧

基準 8－2－4：重点基準

基準 8－2－1 に定める専属専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8－2－4 に係る状況）

平成 30 年度の専属専任教員 14 名のうち、4 名の教員（大竹、高橋、荒木、松村）はすべて、法曹として、専攻分野において 5 年以上の実務経験と高度の実務の能力を有する者である。したがって、こうした実務経験を有した教員が専属専任教員に占める割合について、おおむね 2 割以上という基準を満たしている。検察官経験者が刑事法分野・刑事実務分野の科目を、民事裁判官・弁護士経験者が民事法分野・民事実務分野の科目を担当しており、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当している。

実務経験を有する各教員について、その判事補任官、検事任官及び弁護士登録の年月は、以下のとおりである。

【解釈指針 8－2－4－1】

なお、本法科大学院には、実務家みなし専任教員は存在しない。

【解釈指針 8－2－4－2】

資料 1 実務経験を有する教員の任官等の年月表

裁判官	大竹 たかし	昭和 51 年（1976 年） 4 月
検察官	高橋 理恵	平成 13 年（2001 年） 10 月
弁護士	荒木 新五	昭和 48 年（1973 年） 4 月
	松村 昌人	平成 8 年（1996 年） 4 月

別添資料 0. 8 様式 3：教員一覧、教員分類別内訳

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－2－5 に係る状況）

先に基準 8－2－4 について述べたとおり、上記の実務経験を有する教員 4 名は、そのすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

別添資料 0. 8 様式 3：教員一覧、教員分類別内訳

8－3 教員の教育研究環境

基準 8－3－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8－3－1 に係る状況）

法科大学院での授業の負担は、学部での授業の負担と比較すると相当に重いものである。そのため、本学においては、基準時間外手当の計算上、法科大学院における授業負担は、学部における授業負担の 1.5 倍と計算するものとされており、したがって例えば、法科大学院における 2 単位の授業負担は、学部における 3 単位の授業負担と同等の負担と取り扱われている。このように、法科大学院では授業を担当する専任教員及び兼任教員の負担について相応の考慮を払っている。

専任教員の授業負担は、教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）のとおりである。14 名の専任教員全員の授業負担は年間 20 単位以下となっている。

【解釈指針 8－3－1－1】

別添資料 0. 8 様式 3：教員一覧、教員分類別内訳

基準 8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

本法科大学院においては、学習院大学法科大学院研究休暇規程（別添資料 8． 3）に基づいて、原則として、法科大学院において教育等に携わった期間が 3 年に達するごとに半年間、6 年に達するごとに 1 年間、研究専念期間（研究休暇）を取得することができるものとし、その実施に努めている。これまで、平成 16 年度下半期に長谷部由起子教授、平成 19 年度に戸松秀典教授（平成 23 年度停年退職）が研究専念期間を取得した。

平成 25 年度に、研究専念期間の取得を活性化する目的で、各教員に取得の希望を聴取し、法科大学院における中長期の計画について審議・決定した（平成 25 年 6 月 11 日法科大学院教授会、別添資料 8． 4）。これに基づき、平成 26 年度に野坂泰司教授、平成 27 年度及び 28 年度に原恵美教授、平成 30 年度に大橋洋一教授が、それぞれ研究専念期間を取得している。

別添資料 8． 3 学習院大学法科大学院研究休暇規程

別添資料 8． 4 平成 25 年 6 月 11 日法科大学院教授会議事録（抜粋）

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－3－3 に係る状況）

事務組織としては、法科大学院事務室が課長 1 名、職員 2 名で組織されており、これらの者はいずれも十分な資質と能力を有する者であり、法科大学院担当の職員として業務を行っている。

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するために、研究補助室に副手 3 名が置かれ、法科大学院専任教員の研究・教育活動のサポートを行っている。これらの副手の仕事は、本学教員の研究・教育のすべてに及ぶものであり、また、これらの副手は必要な資質と能力を有する者であり、教員があらゆる事項について副手の支援を受けることができるという体制が、教員の研究・教育活動をきわめて円滑なものとしている。

上記の法科大学院事務室と研究補助室は中央教育研究棟 11 階に隣接して設置され、相互に連携しつつ、学生への対応や各種会議の準備をはじめ、本法科大学院に関するあらゆる業務を精力的に行っている。

以上のほか、職務補助の職員としては、法学部・経済学部図書センター（法経図書センター）に置かれている司書の存在を挙げることができる。

2 特長及び課題等

(1) 特長

1. 本法科大学院における専任教員の数は決して多いとはいえないかもしれないが、年齢及び担当科目についてバランスのとれた構成となっていること、十分な実務経験を有する実務家教員を揃えていること、法科大学院内では職員と副手が連携して教員の研究・教育活動のサポートを十分に行っていることを挙げることでできよう。

2. 本法科大学院においては、本学の法学部法学科に所属する教員も法科大学院における教育に専任教員と同様の関与をしていることを指摘しておきたい。法学部法学科の教員は形式的には兼任教員ではあるが、実質的には専任教員と言っても過言ではなくいほどの働きをしており、これらの兼任教員を合わせて考えれば、本法科大学院の教員組織は、さらに充実したものと評価することができる。

(2) 課題

専任教員の数について、一定の水準を上回ってはいるものの、その安定的な維持という課題がある。昨今、大学間での人事の流動性が高まる傾向にあることから、そのような状況を踏まえ、必要な専任教員数を安定的に確保することができるように備えることが重要課題であると考えている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院は、既存の学部の上に置かれた研究科とは組織上明確に区別された専門職大学院として位置づけられており、その運営に関する重要事項を審議決定する機関として法科大学院教授会（以下「教授会」という。）を置いている。教育課程、教育方法、成績評価、進級・修了判定、入学者選抜、自己評価・第三者評価、その他法科大学院に関する重要事項はすべて教授会の議を経て決定される仕組みとなっている。

【解釈指針9-1-1-1】 【解釈指針9-1-1-3】

平成30年度の教授会の構成員は、法科大学院専任教員13名（長期研修者1名を除く研究者教員9名、実務家教員4名）と書記（法務研究科事務室職員）1名の合計14名である。原則として、毎月第2火曜日17時30分より、このメンバーで定例の教授会を開催している。開始時刻が17時30分からとなっているのは、弁護士である実務家教員の参加に支障が少ない時間帯を選んだことが主な理由である。

なお、入試合否判定会議、進級・修了判定などが議題となる教授会及びFD委員会については、法学部法学科専任教員にオブザーバーとして参加を求めている。これは、法科大学院における教育活動等を適切に実施する上で、法学部法学科専任教員の理解と協力を欠かすことができないと考えるからである。実際、法学部法学科専任教員は、法科大学院の兼任教員として法科大学院における教育上主要な授業を分担しているほか、法科大学院の入学試験の実施に際しても出題・採点などの業務の遂行に重要な役割を果たしている。

本法科大学院には、専任の長として法務研究科長（以下「研究科長」という。）が置かれている。研究科長は、別に定める「学習院大学法科大学院法務研究科長選出規程」（別添資料9.1）に従って、教授会の構成員により選出される。研究科長は教授会を主宰する（別添資料9.2）。

教授会の下に法科大学院運営委員会を置き、教授会において審議決定すべき重要事項についてあらかじめ問題点を整理し、委員の間で意見交換をした上で、教授会に議題として提出するようにしている。

法科大学院の管理運営にあたっては、研究科長の補佐として法務研究科主任を置き、さらに、各種任務を分担する体制を整えている。各種任務としては、教務、学生生活（奨学

金を含む）、入学試験（企画運営及び広報）、自己点検・評価、ファカルティ・ディベロップメント（FD）、キャンパスプラン、ハラスメント防止等があり、1名または2名の専任教員が一つまたは二つ以上の任務を分担している。

本法科大学院の最終意思決定機関は法科大学院教授会である。

【解釈指針 9－1－1－2】

資料1「学校法人学習院校規」抜粋

（設置する学校）

第4条 この法人が前条の規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

一 学習院大学

大学院

法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科、自然科学研究科

専門職大学院

法務研究科（専門職大学院設置基準第18条第1項に規定する法科大学院）

資料2「学習院大学専門職大学院学則」抜粋

（教授会）

第6条 各研究科に教授会を置き、所属教員をもってこれを組織する。

2 各研究科に研究科長を置く。

3 各研究科の運営は、別に定める各研究科の教授会規程に基づいて行う。

（教授会の所掌事項）

第7条 教授会は、次の事項を審議する。

一 教育計画及びその実施に関する事項

二 入学試験及び最終試験に関する事項

三 教育課程及び試験に関する事項

四 自己評価に関する事項

五 ファカルティ・ディベロップメントに関する事項

六 学生の入学、休学、留学、退学及び転学に関する事項

七 学生の指導、厚生及び賞罰に関する事項

八 教員の人事に関する事項

九 研究科長の選出に関する事項

十 各種委員等の選出に関する事項

十一 教育及び研究予算に関する事項

十二 学則及び関連する規程の制定、改廃に関する事項

十三 その他研究科に関する重要事項

別添資料0. 8 様式3：教員一覧、教員分類別内訳

別添資料9. 1 学習院大学法科大学院法務研究科長選出規程

別添資料9. 2 法科大学院教授会規程

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5－1－1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準 9－1－2 に係る状況）

本法科大学院の事務は、現在法務研究科事務室（中央教育研究棟 11 階）において、職員 3 名（専任職員 2 名の他に管理職として課長 1 名。課長は、現在教務課長が兼務している）を中心に行われている。平成 22 年度までは法務研究科所属の副手 3 名が中心となって事務作業を担当していたが、他の事務部門との連携や学生対応などについて、専任の職員による事務体制を整備することが必須であると考えられたため、法人・大学と協議を重ねた結果、法務研究科事務室の設置が承認され、平成 24 年度から現在の事務体制が整備された。法務研究科事務室においては、上記の専任職員 3 名のほか、年間 1100～1500 時間のアルバイト 1 名の雇用が認められ、事務の補助作業に従事している。

法科大学院で使用する教材の作成、学生が提出するレポートの受領、学生との連絡、学内の他部門との連絡、外部の他機関との連絡、図書の借用と返却など、法科大学院専任教員の教育研究に関する補助業務のほとんどは法務研究科研究補助室に常駐する副手 3 名

（法科大学院の専任教員約 5 人に一人の割合で配置されている）が随時行っている。また、同一キャンパスに大学などが存在することから、法科大学院に関わる事務を遂行するにあたって、大学、法人の事務組織からさまざまな側面で支援を受けている。

このように現在法科大学院の事務は法務研究科事務室が設置されたことにより円滑に遂行されているといえる。ただ、問題がないわけではない。法務研究科事務室における現有の職員数では各担当者にとって業務がかなりの負担超過になっていることは事実として確認しておかなければならない。また、他の事務部門との業務の分担や連携の在り方についても、なお協議を重ねて円滑な事務の遂行を図れるように一層の改善に努めることが望ましいと考えている（別添資料 9． 3）。

本法科大学院の管理運営にかかわる事務を担当する専任職員は、大学全体で実施している職員研修に参加しているほか、法務研究科研究補助室の副手は全員副手としての業務を円滑に実施できるように採用時に研修を受けるとともに、スキルアップのために採用後も外部の研修を受けることとしている（別添資料 9． 4）。

別添資料 9． 3 学校法人学習院事務組織表

別添資料 9． 4 教職員研修参加状況（平成 28 年度・平成 29 年度）

基準 9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

（基準 9－1－3 に係る状況）

本法科大学院の設置者は、学校法人学習院（以下「法人」という。）である。法人は、毎年度本法科大学院に対して一定額の予算配付を行うほか、本法科大学院に対する寄附及び本法科大学院が獲得した競争的資金については、法科大学院の教育活動等の維持・向上を図るために使用できるよう配慮している。

法科大学院に対する予算配付額は、別添資料 9. 5 のとおりである。本法科大学院のような比較的小規模な法科大学院において教育活動等を適切に実施していくために必要な経費は賄うことができている。とはいえ、在籍学生数の減少に伴い、予算配付額は年々減少しているにもかかわらず、入学生確保のために、さまざまな支出が増大しているのが現状である。このような状況に対応するため、一方において、大幅な支出削減を行うことで次々年度物件費への繰越金を捻出するとともに、財政基盤を維持するために、卒業生の組織である桜友会からの財政支援や修了生や退職教員、現職教員などからの寄付金の確保に努めているところである。

法科大学院に関する予算については、毎年 9 月に法人から全体の予算編成方針が示され、それに対して法科大学院で次年度に必要な事業計画に見合った予算要求を行うこととなっている。予算要求に関しては必要に応じて大学内でヒアリングを行い、大学内で他部門との間の調整を行ったのち、法人に予算要求書が提出される。これに加えて、法科大学院の責任者である研究科長は、大学と法人との協議機関である院・大学連絡会及び法人が設置する各学校と法人との連絡調整機関である科長会議の構成員となっており、法科大学院の運営に係る財政上の事項についても、その場で意見具申することができる仕組みとなっている（別添資料 9. 6）。

別添資料 9. 5 法科大学院予算及び決算

別添資料 9. 6 平成 30 年度予算の大学内編成スケジュール

2 特長及び課題等

(1) 特長

既存の研究科と異なる専門職大学院法務研究科という組織上の位置づけにふさわしい独自の管理運営の体制が構築されており、運営委員会での論点整理から教授会での審議・決定という仕組みが円滑に機能している。教授会を中心とした教員組織が一丸となって法科大学院における教育活動等を適切に実施する主体として効率的に活動している。これも小規模な法科大学院ならではの特長といえよう。

(2) 課題

当初より、法務研究科の事務を統括する課長は他の部署との兼任となっており、現在も、教務課長との兼任である。このように、課長が実際には教務課に机を置く状況が続いている。学内の管理職数や事務定員の関係があるとはいえ、独自の課長を専任で法務研究科に用意することが課題である。実現するまでは、兼任のデメリットが生じないように、運用で課長と他の職員の意思疎通を万全にする必要がある。

法務研究科には、あと1名ないし2名の職員の増員を要求してきたところである。たしかに学生数は減少したものの、法務研究科として必要な一定の事務量が存在するほか、毎年のように実施される複数の評価業務への備えや、回数が飛躍的に増えた入試に伴う事務室での事務量増加、増大する文科省等からの問い合わせに鑑みると、現在の職員2名体制は不十分である。増員を引き続き要求するほか、それが実現するまでは優秀なアルバイトを確保し、意思疎通を密接にして対応せざるを得ない。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院で使用可能な教室、演習室及び実習室の総数は148室であり、すべての授業を支障なく効果的に実施することができる施設が備えられている。

基本的に大学全体での共用となっており、西1号館36室、西2号館23室、西5号館6室、南1号館19室、南2号館1室、南3号館9室、南7号館1室、北1号館17室、東1号館4室、東2号館11室、中央教育研究棟16室の計143室である。法科大学院専用のものは、中央教育研究棟10階の演習室3室及び学生指導室2室の計5室となる。事前の申請があれば、授業等で使用されていない時間は法科大学院学生が自主的にグループ学習をする際にも使用を認めている。

また、本法科大学院で使用可能な教室、演習室のうち114室がマルチメディア教室であり、パソコン、ビデオ、Blu-ray ディスク、DVD、CD、書画カメラ、スライドなどが授業に活用されている。特に、法科大学院の授業で使用されることが最も多い西2号館は、全教室がマルチメディア教室である。同棟5階には地方裁判所とほぼ同じ構造をもつ模擬法廷教室(西2-502室)もあり、模擬裁判などの授業に適した設備が整っている(別添資料10.1)。

教室、演習室の種類、規模、質及び数は、授業を支障なく、効果的に実施する上で充分である。

【解釈指針10-1-1-1】

法科大学院在学生、法務研修生及び法務研究生(平成30年5月1日現在、72名)に対して、専用の自習室として中央教育研究棟9階の全室(4室)を割り当てており、座席は合計197席ある。平日、休日、年末年始を問わず、7時から23時まで利用可能である。この階は、身分証明証及び学生証(ICカード)による入室制限がかけられているため、法科大学院学生、法務研修生、法務研究生及び教職員以外は出入りすることができない。そのため学生は、安全で落ち着いた雰囲気の中かで勉学に励むことができる環境にある(別添資料10.2)。

座席は、利用希望者からの申請に基づき、在学期間中は原則的に変更せず利用する。自習室内のすべての座席は1席ごとにパーテーションで区切られている。机は幅が1100mm、奥行が750mmあり、パソコンを使用しながら資料を広げて自習するのに十分な広さである。在学生には、ノートパソコンを貸出し、学内LAN(有線)を介してインターネットに接続

することが可能である。個人でパソコンを持ち込むことも認めており、その場合も学内 LAN（有線、無線いずれも可能）を介してインターネットに接続することができる。パソコンで次の法律関係データベースが利用できるよう、入学時に法科大学院学生全員に ID、パスワード等を発行している。

- ・TKC：法科大学院教育研究支援システム
- ・LIC：LLI 主要法律雑誌判例検索システム

パソコンからは、自習室同階にあるプリンター（4台）で印刷ができ、印刷枚数に制限は設けていない。また、自習室内に設置している棚についても、申請に基づき一人2段まで利用できる。

加えて、10 階学生図書室に2台のコピー機を設置している。コピー機の利用には、別途コピーカードの購入が必要だが、法科大学院学生（法務研修生及び法務研究生は対象外）1名につき5枚のコピーカード（コピー500枚分）を年度の開始時に配付している。5枚で不足した者が使途を報告して申請した場合には、年度内に5枚を上限として追加配付を認めている。また、大学図書館、法経図書センター及び西5号館コピーコーナーに設置しているコピー機についても、コピーカードを使用することができる。

前述のとおり、同棟10階には法科大学院専用の演習室が3室、学生指導室が2室ある。収容定員はいずれも8名程度であり、授業等で使用されていない時間は法科大学院学生の使用を認めている。事前に法務研究科事務室に利用申請することで、自主的なグループ学習をすることができる。

この他に、自習室同階のロッカー室に162台、廊下に6台、計168台のロッカーを設け、1人につき1台の使用を認めている（別添資料10.3）。

隣棟の東2号館の3階から7階には「法学部・経済学部図書センター（以下「法経図書センター」という）」があり、法学、政治学、経済学、経営学に係る専門的な資料を利用することができる。法経図書センターの蔵書については、インターネット上で蔵書検索、予約、貸出延長等が可能であり、自習室から蔵書検索等を可能にする有機的連携が法経図書センターとの間で図られている。また、中央教育研究棟1階には法経図書センターの図書返却ポストを設けているため、窓口まで行くことなく、中央教育研究棟内でこれらのサービスを利用することができる。この他、中央教育研究棟10階には、法科大学院専用の学生図書室があり、参考資料等を閲覧できる（学生図書室及び法経図書センターについては、後に詳述する）。

上記のとおり、法科大学院専用の自習室（中央教育研究棟9階）、演習室、学生指導室、学生図書室（いずれも同棟10階）及び法経図書センター（東2号館3階から7階）は、互いに近くに位置しており、場所や利便性等に配慮している。

【解釈指針10-1-1-2】

本学には、法学部（法学研究科、政治学研究科を含む）、経済学部（経済学研究科、経営学研究科を含む）、国際社会科学部、法科大学院の専攻に係わる専門的教育・研究に必要な資料の収集と提供を目的とする法経図書センターが設置されている。

法経図書センターは東2号館（法学部・経済学部教育研究棟）の3階から7階までを占め、床面積約6,300㎡、収容可能冊数は約67万冊である（別添資料10.4）。

平成29年度末の蔵書冊数は、678,450冊（内訳：和図書365,603冊、洋図書312,847冊）であり、雑誌の受入タイトル数は、2,022タイトル（内訳：和雑誌1,579タイトル、洋雑誌443タイトル）である。

受入した図書資料は、教員の研究用図書、学術雑誌として3階及び4階の書庫に約59万冊、辞・事典類などの参考図書が5階参考図書コーナーに約5千冊、学習用図書、開架雑誌、授業に必要な「指定図書」などが6階開架図書コーナーに約8万冊配架されている。学術雑誌は、冊子体のほか、電子ジャーナルが15,337タイトル（和雑誌89タイトル・洋雑誌15,248タイトル）あり、学部図書館としては充実したタイトル数を誇る。

また、国内外の法律関係の主要なデータベースを導入し、学内または学外からのアクセスを可能としている。

図書予算は主として学部・研究科の専任教員用として配分され、教員の研究用図書、学生の学習用図書ともに各専任教員を中心に選書を行っている。授業の教科書となる図書は指定図書として選書している。高額な図書、学術雑誌バックナンバーやマイクロ資料などは、各学部・研究科の教授会等の決裁を経てあるいは補助金により購入している。学生の学習用図書については、入門書、概説書や担当の教員がいない分野などを中心に法経図書センターの選書委員も選書を行っている。また、「シラバス」に掲載された参考図書は開架図書として購入しているほか、学生の購入希望も受け付けている。

法経図書センターが管理するパソコンとしてOPAC検索用パソコンを3階から6階に計9台、データベース・CD/DVD-ROM 検索専用パソコンを5階に1台設置している。この他に大学計算機センターが管理する学生の学習用パソコンが3階から7階に合計78台設置されている。

セミナールームには学習用パソコンのほか、プロジェクターとスクリーンが設置されており、自主ゼミやガイダンス等に積極的に利用されている。グループ学習室2室ではパソコン及びプロジェクターがそれぞれ1台ずつ利用できる。このほか、5階情報検索コーナー及び新刊雑誌室には、視聴覚資料用ブースが合わせて4台設置されており、利用者持込資料の視聴も可能である。

また法経図書センターはマイクロ資料を多く所蔵しており、資料の利用はマイクロフィルムリーダー（フィルムスキャナ、専用パソコン、専用プリンター）一式で対応している。

利用者に提供している座席数は別添資料10.4のとおり内訳で、3階から7階まで演習室・会議室を含めて664席である。3階及び4階の書庫には1人用キャレル、5階メインフロアにはセミナールーム、6階開架フロアには開放的な雰囲気の大机や車椅子用2席を含む閲覧席、7階閲覧フロアには大机や閲覧席のほか、グループ討議用の「グループ学習室」や静かに勉強したい利用者のための「自習室」を配置している。7階の演習室は、授業で使用していない時間帯に利用したいときは、法学部共同研究室で予約可能である。

そのほか、5階出入口にはセキュリティ対策のため入・退館システム装置を設置し、5階

メインフロアには利用者のプライバシー保護と貸出処理のスピードアップを図るため図書自動貸出機を 1 台設置している。

法経図書センターは、法科大学院専用ではないが、法学部、経済学部、国際社会科学部、法科大学院の専任教員から選出された図書委員からなる法経図書センター管理・運営委員会及び各々の教授会で管理運営を行っている。

【解釈指針 10－1－1－3】

法経図書センターには職員 7 名（嘱託含む）とアルバイト 3 名がおり、職員は全員司書資格を持ち、選書、発注・受入業務、利用指導のほかガイダンスなどの利用者教育業務、レファレンス業務など専門的な業務を行う体制が整っている。さらに充実した利用者教育やレファレンス業務を行うため、法律・著作権などに関する学外研修への参加、TOEIC などの語学学習により図書館員としてのスキルアップを図っている。

【解釈指針 10－1－1－4】

本法科大学院の専任教員は、中央教育研究棟に 1 人 1 室の個人研究室（25 m²から 29 m²）が割り当てられている。各個人研究室には、計算機センター管轄のパソコン及びプリンターを設置している。また、教員が研究及び教育のために使用している関連施設及び機器は、別添資料 10. 3 のとおりである。

法学部専任教員の兼任教員は、東 2 号館に 1 人 1 室の個人研究室（29 m²）が割り当てられ、同等の設備を使用することができる。

兼任教員については、西 1 号館 1 階の「講師控室」にてコピーなどの授業準備が可能である。スタッフ 4 名のうち、基本的には 2 名が常駐している（シフト勤務のため、繁忙状況により 1～3 名体制となる時間帯もある）。開室時間は平日 8 時 30 分から 18 時、土曜 8 時 30 分から 12 時 30 分である。

兼任教員のうち、本法科大学院にて「特別招聘教授」として任用した者については、さらに中央教育研究棟 11 階 1116 号室（25 m²）を研究室として割り当て、パソコンとプリンターを設置している（特別招聘教授 2 名で共用）。

また、研究補助室の副手が授業用レジュメの印刷やプロジェクターの準備など、授業準備をサポートしている。

【解釈指針 10－1－1－5】

教員が学生と面談するための空間として、中央教育研究棟 10 階に学生指導室を 2 室設けている。これ以外に、教員の個人研究室や、空いている演習室、会議室等を利用する場合もあるが、いずれも学生のプライバシーに配慮し、該当の教員及び学生のみで面談を行っている。

【解釈指針 10－1－1－6】

中央教育研究棟の 9 階から 11 階は法科大学院専用のフロアとなっており、別添資料 10. 3 及び 10. 5 のとおり施設が置かれている。この法科大学院専用フロアは、身分証明書及び学生証（IC カード）による入室制限がかけられている。9 階自習室は、法科大学院学生、

法務研修生、法務研究生及び教職員以外は入室できない。また、10 階及び 11 階についても、自由に入室できる時間帯が限られている（別添資料 10. 6）。

また、緊急時には、中央教育研究棟 1 階の管理室と連絡が取れるよう 11 階法務研究科事務室に呼出ボタンが設置されている。また、10 階及び 11 階の個人研究室、9 階自習室の廊下には、内線電話が設置されており、法務研究科事務室、研究補助室、1 階管理室などと常時連絡が取れるようにしている。学生・教職員にとって、安全で落ち着いた環境が整備されているといえる。

法経図書センターは、教育及び研究に支障がないよう、法学部、経済学部、国際社会科学部、法科大学院の専任教員が 24 時間利用できる体制をとっている。学生が利用できる通常期の開館時間は平日・土曜日とも 8 時 50 分から 20 時まで、試験期（7 月及び 1 月）の平日は 21 時までとなっており、休日でも法科大学院の授業がある場合は開館している。

また、中央教育研究棟 10 階の学生図書室は、法科大学院専用の施設であり、自習室の利用時間に合わせ、7 時から 23 時まで利用可能であり、法経図書センターの閉館時間であってもこの学生図書室を利用することで支障なく学習することができる。平成 29 年度より、配架本の見直しを開始している。主要な法律雑誌は法経図書センターで閲覧できるが、学生からの要望が多い「法学教室」については、平成 29 年度より設置することとした。また、平成 30 年度より授業の参考図書を多く配架するよう整備を進めている。ただし、予算の制約などから、未だ十分なものとはいえない。

【解釈指針 10－1－1－7】 【解釈指針 10－1－1－8】

- | | |
|------------|--|
| 別添資料 10. 1 | 平成 30 年度教室機器一覧表 |
| 別添資料 10. 2 | 自習室利用規程及び自習室利用上の注意 |
| 別添資料 10. 3 | 法科大学院関連施設一覧 |
| 別添資料 10. 4 | 法経図書センターの規模一覧表 |
| 別添資料 10. 5 | 中央教育研究棟 9 階～11 階（法科大学院エリア）見取り図 |
| 別添資料 10. 6 | 中央教育研究棟 9 階～11 階（法科大学院エリア）
セキュリティ設定 |

2 特長及び課題等

(1) 特長

中央教育研究棟とその隣の東 2 号館に、法科大学院の教職員及び学生に関するほとんどの施設が集中しており、アクセスが容易である。

教室は、法科大学院のみでなく大学全体で共用しているため、選択の幅が広く、マルチメディア機材が充実した教室が多い。

自習室は、平日、休日、年末年始を問わず、7 時から 23 時までと長時間にわたり利用が可能であり、身分証明証及び学生証（IC カード）による入室制限を設けることで安全面にも配慮している。また、自習机及びロッカーが在籍者数分以上に設置されているため、必ず 1 人 1 つ使用することができる。在学生にはノートパソコンを貸与しているが、持ち込みパソコンの使用も認めており、学内 LAN からインターネット接続が可能である。プリンターからの印刷枚数には制限を設けておらず、コピーについてもコピーカードを配付することで資料作成の便宜を図っている。

教員室として、研究者、実務家を問わず、専任教員には 1 人 1 室の個人研究室が用意されている。また、特別招聘教授のために共用の研究室が 1 室設けられている。

法経図書センターについては、法科大学院の休日開講日には開館されるほか、試験期は 21 時まで延長開館されており、教員は 24 時間使用可能である。また、司書資格を持つ職員のきめ細やかなガイダンス、館内ツアーを実施しており、十分な数の蔵書、座席、パソコンが用意されている。さらに法経図書センター閉館時にも学生が支障なく学習できるように、中央教育研究棟には学生図書室が開設され、その中にはコピー機も設置されている。

(2) 課題

学習院全体の諸施設は、障害のある学生に対応するためさまざまな改良、整備などを行ってきているが、自習室については、従来、特別な対応を必要とする学生の入学がなかったこともあり、手つかずの状況である。そのため、例えば、車いすを必要とする学生にとっては、自習室は必ずしも使いやすいものとはなっていないものと思われる。車いすなど、一般的なニーズへの対応を進めるとともに、それ以外のニーズを有する学生が入学した場合に備えて、学生の特別なニーズに対応するための体制を整備することは課題である。

学生図書室のより一層の整備も課題である。

第 11 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 11-1-1 に係る状況）

1. 評価項目

自己点検を実施する準則として「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」を定めている（別添資料 11. 1）。同規程第 2 条が規定する、9 つの具体的な自己点検・評価事項は、解釈指針 11-1-1-2 に掲げられた 7 つの「適切な評価項目」を含む内容となっている。平成 27 年度に実施した自己点検評価の成果をとりまとめた「2015（平成 27）年度 学習院大学法科大学院自己点検評価書」（別添資料 11. 2）に全ての項目が含まれている。上記報告書は、本法科大学院のホームページにおいて公表されている。

【解釈指針 11-1-1-1】 【解釈指針 11-1-1-2】

2. 実施体制

すでに述べたように、本法科大学院では、平成 19 年 4 月 1 日に自己点検・評価規程を制定し、法科大学院全体として自己点検・評価を実施すべく、その実施体制を整えた。まず、法科大学院運営委員会のメンバーを中心に自己点検・評価委員会を構成し、法務研究科長が委員長となって、これを主宰する（同規程第 4 条、第 5 条）。自己点検・評価委員会は、①法科大学院の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定を行い、②法科大学院の自己点検・評価を実施し、③法科大学院の自己点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを公表することとなっている（同規程第 3 条）。また、自己点検・評価の実施に当たっては、上記①～③の各段階において、教授会に諮ってその妥当性を担保する仕組みとなっている。

【解釈指針 11-1-1-3】

平成 28 年 10 月 24 日に平成 28 年度外部評価を実施した。高橋宏志氏（中央大学法科大学院教授）に委員長をお願いしたほか、白木勇氏（元最高裁判所判事）、小林俊夫氏（弁護士）に委員を引き受けていただいた。いずれも、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見をお持ちの方であり、法律実務に従事した者を含む構成となっている。委員には、本法科大学院が実施した自己点検の成果をまとめた自己点検評価書を検証いただいたほか、

教員との面談、学生との面談、授業の参観、施設の見学を行っていただいた。外部評価委員会からいただいた評価に関しては、『外部評価報告書（2016 年度実施）』（別添資料 11. 3）として本法科大学院のホームページにおいても公表している。

上記の外部評価においては、主として 1) 入試の改善、2) 司法試験合格率の向上の二点のご指摘を頂戴した。以上のご指摘に対応するために、本法科大学院においては、1) 入試制度の多様化、入試機会の複数化、2) 修了生法曹が在学生、法務研修生及び法務研究生を指導する「法実務講座」の全般的な見直しを行ったところである。

【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 4】

別添資料 11. 1 学習院大学法科大学院自己点検・評価規程

別添資料 11. 2 2015(平成 27)年度 学習院大学法科大学院自己評価書

別添資料 11. 3 外部評価報告書（2016 年度実施）

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

本法科大学院では、毎年度、広報誌として法科大学院ガイド（別添資料 11. 4）を刊行しているほか、本法科大学院のホームページにて、本法科大学院の教育活動や入試に関する情報、自己点検評価の結果を提供している。

これらの情報媒体には、本法科大学院について、①設置者、②教育上の理念及び目標、③教育上の基本組織、④教員組織、⑤入学者選抜、⑥収容定員及び在籍者数、⑦教育課程、教育方法、標準修了年限及び授業科目等、⑧成績評価、進級及び修了の認定、⑨教育環境、⑩学費等の費用、⑪学生修学支援、⑫修了者並びに合格者数のほか修了者の進路及び活動状況に関する情報が含まれている。

情報の公開を通じて、法科大学院の教育活動等に関する重要事項を常時公表している。

【解釈指針 11-2-1-1】

本法科大学院では、ホームページで3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を公表している。

また、シラバスには、授業科目ごとに到達目標が掲げられており、学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を公表している。

【解釈指針 11-2-1-2】

ホームページの教員の欄には、専任教員、専任実務家教員、兼任教員及び兼任教員のすべてについて、情報開示がなされている。これにより、指導授業科目名、最終学歴・学位、職歴（実務家教員の場合には実務に関する経歴）が明らかにされているほか、研究者教員については、最近5年間における著書・論文を中心とした業績があわせて閲覧できるようにリンクが張られている。さらに、学会・社会等の活動を掲載することにより、専門知識を活かした学外における公的活動ないし社会貢献活動の状況を示すと共に、本法科大学院の教員が理論と実務を架橋する高度法学専門教育を担うのに必要な指導能力を有する点に関しても、情報提供できているものとする。

【解釈指針 11-2-1-3】

別添資料 11. 4 法科大学院ガイド Vol.10 及び Vol.11

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、毎年度、最新の状況を反映したものとすべく、情報の更新に努めている。基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況について記載した①～⑫に関する情報については、随時、学内担当部署と連携し、法務研究科事務室において調査・収集し、保管している。

また、本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検・評価の一環として行われる学生の授業評価アンケートと教員相互の授業参観の結果についても、法務研究科事務室にて収集し、適切に保管している。また、筆記試験問題及び答案、成績評価の基礎となる資料についても法科大学院事務室で収集し保管している。

【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】

評価の基礎となる情報については、学習院文書取扱規程（別添資料 11. 5）により、完了文書について年度別、事項別に、適宜の方法により整理し、綴綴の上、保存することや、文書の種類に応じて、永久、10 年、5 年、1 年の期間保管することとしているが、特に、法科大学院における試験問題及び答案用紙については、学習院大学法科大学院自己点検・評価規程 第 8 条（別添資料 11. 1）により、自己点検・評価作業終了後 5 年間保存することとしている。

【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】

別添資料 11. 1 学習院大学法科大学院自己点検・評価規程（第 8 条）

別添資料 11. 5 学習院文書取扱規程

2 特長及び課題等

(1) 特長

1. 自己点検・評価については、学生の授業評価アンケートのように、法科大学院の開設当初から実施して、その結果を教育活動等の改善に活かしてきたものもある。
2. 自己点検評価や外部評価の結果を適時にホームページに掲載している。2016 年度実施の外部評価では、評価における指摘事項を真摯に受け止め、改善点を外部評価書に掲載し、改善のための方策を模索している。
3. 本法科大学院における教育活動等の状況について、法科大学院ガイド（広報誌）、法科大学院ホームページ及び入試募集要項等を通じて、積極的に情報を提供している。特に、ホームページを通じた情報提供には力を入れ、漸次、その内容を充実させてきた。例えば、教員情報を中心に情報提供の質の充実及び量の拡大を図ってきたほか、修了生の意見や感想も掲載し、本法科大学院の特色を伝達できるように努めてきた。

(2) 課題

外部への公表に関しては、従来からの紙媒体中心からホームページ中心へと移行しつつある。その結果、ホームページに様々な情報が掲載されることにはなったが、構造を変えず改築工事で済ませてきたため、リンクが増えるなど、複雑化し、一覧性に欠けるようになっていく。この問題を解決するためには、基礎から作り直す必要があるが、予算や時間の制約などの理由から、着手できないでいる。本法科大学院にまつわる諸情報をわかりやすく発信することも、法科大学院の社会的責務の一部であり、この点に課題が残されている。